

令和2年度 あさぎり町議会第6回会議会議録（第12号）						
招集年月日	令和2年9月9日					
招集の場所	あさぎり町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	令和2年9月15日 午前10時00分			議長	徳永正道
	散会	令和2年9月15日 午後5時13分			議長	徳永正道
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員 出席 15名 欠席 1名 ○出席 △欠席 ×不応招	議席番号	氏名	出欠等の別	議席番号	氏名	出欠等の別
	1	小谷節雄	○	8	山口和幸	○
	2	岩本恭典	○	9	永井英治	○
	3	難波文美	○	10	皆越てる子	○
	4	加賀山瑞津子	○	11	小見田和行	○
	5	橋本誠	○	12	溝口峰男	○
	6	小出高明	○	13	森岡勉	○
	7	豊永喜一	○	14	徳永正道	○
議事録署名議員	11番 小見田和行		12番 溝口峰男			
出席した議会書記	事務局長 大林弘幸		事務局書記 丸山修一			
地方自治法第121 条により説明のた め出席した者の職 氏名 出席 ○ 欠席 ×	職名	氏名	出欠等の別	職名	氏名	出欠等の別
	町長	尾鷹一範	○	農林振興課長補佐	早田愛一郎	○
	副町長	加藤弘	○	商工観光課長	北口俊朗	○
	総務課長	土肥克也	○	商工観光課長補佐	山口和久	○
	総務課長補佐	荒川誠一	○	建設課長	大藪哲夫	○
	企画財政課長	船津宏	○	建設課長補佐	酒井裕次	○
	企画財政課長補佐	沖松勝彦	○	上下水道課長	林敬一	○
	会計管理者	田中伸明	○	上下水道課長補佐	中神啓介	○
	農林振興課長	万江幸一朗	○	農業委員会事務局長	山本祐二	○
	農林振興課長補佐	鬼塚拓夫	○	農業委員会課長補佐	高田真之	○
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					

### 議事日程（第12号）

- 日程第 1 認定第 1号 令和元年度あさぎり町一般会計歳入歳出決算の認定について  
（提案理由の説明及び質疑）
- 日程第 2 議案第31号 令和元年度あさぎり町水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について  
（提案理由の説明及び質疑）
- 日程第 3 認定第 5号 令和元年度あさぎり町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
（提案理由の説明及び質疑）
- 

### 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 認定第 1号 令和元年度あさぎり町一般会計歳入歳出決算の認定について  
（提案理由の説明及び質疑）
- 日程第 2 議案第31号 令和元年度あさぎり町水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について  
（提案理由の説明及び質疑）
- 日程第 3 認定第 5号 令和元年度あさぎり町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
（提案理由の説明及び質疑）
- 

### 午前10時00分 開会

- 議会議務局長（大林 弘幸君） 起立願います。礼。
- ◎議長（徳永 正道君） おはようございます。
- 議会議務局長（大林 弘幸君） 着席ください。
- ◎議長（徳永 正道君） ただいまの出席議員は14人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。ここで、昨日の難波議員への答弁の訂正が企画財政課長よりいう申し入れがっておりますので、これを許可します。企画財政課長。
- 企画財政課長（船津 宏君） おはようございます。一般質問の2日目、3番難波議員からのお尋ねの際に、生活応援券の使用状況について御説明をいたしました。その際に、8月末現在での数値を御報告いたしました。その後です。大口の換金等がありまして、使用実績に変化がありましたので、先週末現在の状況を御報告し、修正とさせていただきたいと思っております。生活応援券の交付実績ですが、5,910世帯に交付をいたしております。交付率は99.66%となっております。それから、使用をされたお店の方がですね、換金のほうに手続に来られております。この実績がですね。昨日の答弁では44%程度とご報告しておりましたけれども、先週末の換金実績が7,546万円の支給見込みのうち、4,541万4,000円の換金実績となり、60.18%の換金となっておりますので、御報告いたします。以上です。
- ◎議長（徳永 正道君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。本日は総務建設経済常任委員会所管課分についての説明及び質疑を行います。

#### 日程第1 認定第1号

- ◎議長（徳永 正道君） 日程第1、認定第1号、令和元年度あさぎり町一般会計歳入・歳出決算の認定についてを議題とし、説明を求めます。会計管理者。

●会計課長（田中 伸明君） はい、おはようございます。それでは、一般会計歳入歳出決算につきまして、まずは総括的などころから御説明いたします。123ページをお願いいたします。実質収支に関する調書になります。1,000円単位で記載としておりますが、円単位のほうで説明をさせていただきます。歳入総額115億581万4,216円。歳出総額108億5,961万1,202円。歳入歳出差し引き額6億4,620万3,014円。このうち翌年度へ繰り越すべき財源としまして、(2)繰越明許費繰越額3,474万2,000円。よって実質収支額は6億1,146万1,014円となっております。また、実質収支のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入金はございません。次のページをお願いいたします。財産に関する調書です。1公有財産の土地及び建物等につきましては、後ほど総務課のほうから御説明いたします。127ページをお願いいたします。(3)有価証券の社債券ですが、決算年度中増減額が351株掛ける5万円の減となっております。これは人吉球磨林業機械センターの持ち株すべてを1,755万円で売却したものでございます。次、(4)出資による権利の出資証券で、1億230万8,726円の増額となっております。これはあさぎり町水道事業へ出資したものでございます。次に、2物品ですが、上から三つ目の普通車、軽自動車の2台の減。その四つ下の消防小型ポンプ1台の減につきましては、それぞれ更新に伴うものでございます。それから下段のホイールローダーその下のトランポリンにつきましては新規に購入したものでございます。次に3基金ですが、財政調整基金から奨学基金まで一般会計で保有している基金の増減高について記載をしております。決算年度中増減高の増額要因として、運用益の積み立て分が4,534万8,568円。また新たに予算化して積み立てた分が、5億397万6,054円でございます。また減額の要因となった基金の取り崩し分が5億5,896万2,809円ありまして、合計で963万8,187円の減となり、決算年度末現在高は92億4,531万4,591円となっております。また特別会計を含めたすべての基金では、7,905万5,968円の減となりまして、年度末の基金残高は、103億3,320万2,605円となっております。以上が実質収支及び財産に関する調書の説明となります。続きまして会計課所管分について御説明いたします。20ページをお願いいたします。歳入になります。中ほどの目2利子及び配当金では、備考欄にあります各基金の利息収入として、一般運用における運用益を各基金の1日平均現在高で案分し配分したものを受け入れております。なお決算年度中の運用益の総額は、預金収入が142万9,456円。債券の運用収入が4,950万1,331円。合計で5,093万787円となっております。次22ページをお願いいたします。中ほどの目1町預金利子では、一般資金の預金利子を受け入れております。次24ページをお願いいたします。雑入になります。備考欄の上から三つ目、各種保険料控除事務手数料は、職員の給与から控除しております生命保険料の事務手数料として、またその下の窓口手数料過年度分返戻金は、金融機関に支払った窓口収納手数料に過払い分があり、それを返戻金として受け入れたものでございます。続きまして歳出を説明いたします。30ページをお願いいたします。総務費の一般管理費となります。節11需用費の消耗品費324万6,584円のうち、114万2,752円。その下の印刷製本費、二つ下の印刷製本費75万7,272円のうち、57万9,460円を会計課で所管しております用度管理分として支出をしております。町内の事務用品及び印刷、封筒印刷代でございます。次に33ページをお願いいたします。下段の目5会計管理費では、会計事務全般にかかわる事務経費を支出しております。主なものとしたしましては職員の人件費のほか、次のページをお願いいたします。中ほどの節12役務費の通信運搬費では、JAネットバンクサービスに伴う通信費用として、また口座振替手数料、窓口収納手数料では、各種税金等の収納にかかわる金融機関手数料を支出しております。それから19負担金補助及び交付金では、指定金融機関から会計課窓口が発出されている職員の人件費負担分を支出しております。会計課所管分につきましては以上でございます。よろしく申し上げます。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） おはようございます。では続きまして、総務課所管分を歳入から説明いたします。11ページをお願いいたします。下から2段目の款11、項1、目1、節1交通安全対策特別交付金は、交通事故発生件数、人口集中地区人口及び改良道路改良済み道路延長を指標として配分され、交通安全対策費での道路交通安全施設の設置及び管理の経費に充てたものでございます。次の款12分担金及び負担金、次のページ12ページの項2負担金、目1、節1総務管理費負担金は、熊本地震被災自治体である益城町に行政支援として派遣した職員の給与を派遣先から受け入れたものでございます。当該派遣は平成29年度から行っており、令和2年度も継続したものの令和2年7月豪雨による災害復旧事業に充てるため8月16日をもって終了をいたしました。次に、款13使用料及び手数料、項1、目1、節1行政財産使用料は、旧役場庁舎使用料及び行政財産の目的外使用を許可したものに対して徴収した使用料でございます。14ページをお願いいたします。2枠目の款14国庫支出金、項2国庫補助金、次のページ15ページをお願いいたします。目の欄最下団の目8消防費国庫補助金、次のページをお願いします。節6消防費国庫補助金では消防団救助能力向上資機材として各部へのチェーンソーの整備費に対する補助金でございます。補助率は3分の1でございます。次に項3国庫委託金、目1、節1総務管理費委託金では、自衛隊法に基づく法定受託事業事務として自衛官の募集事務に必要な経費として交付される委託金で、広報紙への募集内容の掲載、募集事務に係る旅費及び郵送料に充てたものでございます。次の款15県支出金、項2、目1総務費県補助金、17ページをお願いいたします。17ページの節1総務管理費補助金、備考の欄一つ目の権限移譲交付金は、11の権限移譲事務に対し交付されたものでございます。19ページをお願いいたします。目の欄上から4段目の目7消防費県補助金、節1、備考の欄、球磨川水系防災減災ソフト対策等事業補助金は、球磨川水系の流域市町村の水害対策に要する費用に対し、熊本県が10億円の基金を財源として支援する補助金でございます。防災会議の開催、データ放送使用料、予防的避難、水防対策機械借り上げ、水防避難所資機材及び備蓄物資の購入の経費に充てたものでございます。次の項3県委託金、目1最下段の節4選挙費委託金では、平成31年4月7日執行の県議会議員一般選挙、令和元年7月21日執行の参議院議員通常選挙及び20ページの令和2年3月22日執行の県知事選挙に係る委託金を受け入れたものでございます。款16財産収入、項1、目1、節1土地建物貸付収入は、普通財産貸付料の現年度分120件の貸借契約のうち、有償とする98件及び過年度分を徴収したものでございます。徴収率は現年度分99.1%、過年度分15.0%でございました。節2その他普通財産貸付収入での説明の欄一行目の物品貸付収入は、町で使用していない物品の貸付料を徴収したものでございます。次に項2財産売払収入でございます。目1、節1土地建物売払収入は、川辺川農業利水事業資源施設用地5筆、県事業でございます県道小枝深水線改良工事の用地4筆、未利用地に2筆、法定外公共物3筆の土地売り払い代金を収入したものでございます。なお、建物の売り払いはありませんでした。次ページをお願いいたします。最上段の目2物品売払収入の収入済額215万454円のうち、使用頻度の低い公用車を公売により処分した売却価格191万4,000円を総務課所管として受け入れております。次の款17寄附金、項1、目1、節1指定寄附金の備考の欄の一行目消防費寄附金は、森林管理署から消防団への協力金を受け入れたものでございます。次の款18繰入金、項1、目6、節1公共施設整備基金繰入金は、建設課所管の岡留公園整備工事費に充当するため繰り入れたものでございます。22ページをお願いいたします。2段目の款20諸収入、項4目4、節1雑入では、備考の欄の一行目のコピー使用料から管内図代次ページ23ページの一行目の公有自動車損害共済解約返戻金第2行飛んで、雇用保険個人負担金から災害対策費用保険金までが総務課所管でございます。この中で、23ページ中ほどの日本遺産人吉球磨観光地域づくり協議会派遣職員負担金は、平成30年度において派遣した本庁職員の給与に係る構成町村からの負担金を三行飛んで放置自転車鉄くず売却費は、あさぎり駅駐輪場に放置された自転車を規程により処分した鉄くず買い取り費を、次の工作物補償金は、県道拡張事業による消防団詰所の建物補償費

を一行飛んで災害対策費用保険金は平成30年度から加入した団体保険であり、令和元年6月31日からの梅雨前線豪雨における避難勧告、の発令に要した費用に対する保険金を収入したものでございます。25ページをお願いいたします。款21町債項1目5消防債、節1消防施設整備事業債は、小型ポンプ1台及び積載車4台の更新、消防詰所1カ所の改築並びに消火栓8基の更新等を行った消防施設整備事業費に記載した緊急防災減災事業債でございます。以上で歳入の説明を終わります。続きまして歳出を説明いたします。27ページをお願いいたします。まず人件費について、全会計分で説明申し上げます。令和元年度の常勤職員数は、特別職3名、一般職183名、再任用職員2名であり、常勤職員に係る人件費の総額は、15億3,291万3,544円でございます。前年度に比較し709万8,838円の増となったものでございます。要因といたしましては、執行した選挙の多さにより、当該選挙に従事する時間外手当の増加によるものでございます。また、退職職員数の増により、退職手当特別負担金が増加したものでございます。では、款1議会費から説明いたします。款1議会費では、議会運営に要した経費で、おおむね例年と同様の支出額でございます。29ページをお願いいたします。次に款2総務費、項1、目1、一般管理費では、行政区に関する経費、町長、副町長、総務課職員及び公用車運転手の人件費、職員の研修や福祉事業、入札契約及び本庁の渉外的経費を支出したものであり、平成30年度に比較して1,529万6,163円の増となったものでございます。これは先ほど人件費でも申し上げました退職職員数により退職手当特別負担金が増となったことによるものでございます。また令和元年度では31ページをお願いいたします。節13委託料、説明の欄の中ほどの人事給与システム改修委託料は、令和2年度から運用を始めた会計年度任用職員の人事給与に係るシステム改修委託料を支出し、節19負担金補助及び交付金の32ページをお願いいたします。説明の欄一行目の日本遺産人吉球磨観光地域づくり協議会派遣職員負担金は、平成30年度に当協議会に他町村から派遣された職員2名分の給与に係る負担金を支出したものでございます。次に目2文書管理費では、文書、例規及び情報管理に要する経費を支出したものであり、文書発送のための配達職員の報酬と人件費、配達職員によることのできない文書の郵送料、例規を管理するための例規追録データ作成費として消耗品費及び例規データベース並びに官報ネット等使用料、また平成30年9月から運用を開始したペーパーレス会議システムの年間使用料を支出したものでございます。次に34ページをお願いいたします。下段の目6財産管理費では、庁舎及び公用車の維持管理に加え、町有財産の総括的な経費に対し支出したものでございます。主なものでは、35ページをお願いいたします。節委託料での36ページをお願いいたします。備考の欄、下から6行目の不動産鑑定委託料は、旧須恵中学校貸付料の算定及び未利用町有地の公売予定価格の算定に係る鑑定評価委託料を次の行の劣化度調査関連業務委託料は、再配置計画や個別施設計画を実効性の高いものとするため、施設の状態を把握するための劣化調査等を委託したものでございます。また節15工事請負費では、本庁舎の補修工事及び総合福祉センター事務室の照明追加工事、長年使用しておらず、町有建物で老朽化が著しく今後も使用する見込みのない建物3棟及び機能を有していない倉庫1棟の解体工事、老朽化による旧岡原中学校高圧受電設備の改修工事深田西の迫町有地の法面復旧工事を行ったものでございます。37ページをお願いいたします。また、節18備品購入費では、公用車2台の更新並びに使用不能となった事務用いす15脚、紙折機及び総合福祉センター事務室用のエアコンの入れ替えを行ったものでございます。39ページをお願いいたします。下段の目9支所費は、支所運営に要した経常経費を支出し、40ページをお願いいたします。最上段の目10公平委員会費は、地方公務員法に基づき、本庁の公平委員会事務を熊本県人事委員会に委託する委託料を支出したものでございます。次の目11交通安全対策費は、交通指導員52名の報酬や活動に対する費用弁償を、節15工事請負費では、カーブミラーや区画線を設置し、歳入で説明いたしました交通安全対策特別交付金を充当したものでございます。最下段の目12防犯対策費では、防犯灯の管理及び設置並びに防犯カメラの管理に係る経費を支出したものでございます。41ページをお願いいたします。なお、令

和元年度における防犯灯設置助成金は、永山区及び吉井区でのそれぞれ2基の設置に対し助成金を交付したものでございます。次の目13諸費では、備考欄に記載する各負担金を支出したものであり、前年度に比較し広域行政組合負担金が、人件費の増により472万7,000円の増となったものでございます。目14基金費での備考の欄上から三つ目の公共施設整備基金積立金では基金運用利益及び土地売却収入を積み立てたものでございます。47ページをお願いいたします。最下段の項4選挙費、目1選挙管理委員会費は委員会運営のため、毎年度経常的に支出する経費でございますが、令和2年度では節13委託料において開票支援システムを新たなOS及び信用号に対応するため、改修委託を支出委託料を支出したものでございます。48ページをお願いいたします。2段目の目2選挙啓発費は毎年度経常的に支出するものでございます。次の目参議院議員通常選挙費から、次のページの目4県議会議員一般選挙費、目5町長選挙費及び目6町議会議員補欠選挙費、次のページの目7県知事選挙までは、令和元年度に執行されたそれぞれの選挙に係る費用を支出したものであり、目3参議院議員通常選挙費、目4県議会議員一般選挙費及び目7県知事選挙費には、県からの委託金を充当したものでございます。なお、県議会議員の一般選挙球磨郡選挙区は無投票でございました。53ページをお願いいたします。中ほどの項6監査委員費は、監査委員会の運営経費を支出したものでございます。次に大きくページが飛びますが、97ページをお願いいたします。97ページ最下段の款8消防費、項1、98ページの目1消防総務費では、備考の欄に記載する各負担金を支出したものであり、前年度に比較して上球磨消防組合負担金が4,293万5,849円の減となったものでございます。これは庁舎建設分の減によるものでございます。次に、項2、非常非常備消防費では、団長以下603名の消防団員に対する報酬並びに機能別団員45名を含む消防水防活動、に出動、及び式典訓練に参加した延べ5,226名分に対する出動手当や担当職員の時間外勤務手当、消防団員の被服等、装備品、消防用及び消火栓用ホースの購入等、消防団活動に要する経費を支出したものでございます。なお、令和元年度におきましては99ページをお願いいたします。節18備品購入費において、小型動力ポンプ1台、積載車4台の更新、チェーンソー36台の購入を行ったものでございます。次に目3消防施設費では、消防詰所の維持管理経費に加え、令和元年度では、消防詰所1カ所の建て替えに係る設計監理委託料及び工事請負費をまた、工事請負費では、ほかに消防詰所トイレ増築工事、そして負担金補助及び交付金では、消火栓更新等に係る負担金をシステムしたものでございます。次に目4防災管理費では、防災体制や応急対応に係る経費の支出に加え、球磨川水系防災減災ソフト対策等補助金を活用し、年次計画に基づく防災機能の整備を行ったものでございます。では令和元年度では、100ページをお願いいたします。新たに節11需用費で、本部における簡便かつ正確な情報ツールとしてグリッド地図を作成し、節12役務費で、災害対策に要した費用を補てんする災害対策費用保険に加入し、節15では節15工事請負費では新たに指定避難所として指定いたしました深田定住センターへの通信回線接続工事を行い、節18備品購入費で、水防団安全装備品として雨衣雨合羽の整備を開始したものでございます。また、節13委託料では、平成30年度に策定した防災拠点施設基本構想に老朽化している総合福祉センターの機能移転をあわせて、再検討するための委託を行ったものでございます。以上で歳出の説明を終わります。次に、財産に関する調書について説明いたします。124ページをお願いいたします。それでは、財産に関する調書について令和元年度中に増減があった財産について説明をいたします。各区分の決裁決算年度中増減高の欄をご覧ください。まず、行政財産での土地について、その他の行政機関の消防施設の100平方メートルの増は、清水区に新設した防火水槽用地の取得によるものでございます。公共用財産の公園の1,553平方メートルの増は、岡留公園用地として寄附受納したものであり、その他の施設205平方メートルの増は280魔がへメガ送信局の整備により、当該用地を普通財産から移動したものでございます。次に、建物について説明いたします。まず木造では、その他の行政機関の消防施設の64.76平方メートルの減は、消防詰所1棟の建替、及び1棟のトイレ増築による増でござい

ます。公共用財産の学校、5.44㎡の増は、岡原小学校の傾斜解体により19.30平方メートルが減少した一方、同校の屋外トイレの新築により24.74平方メートルが増加したことによるものでございます。公営住宅の63.50平方メートルの減は、竹野団地等の解体その他の施設の25.60平方メートルの増は、高山荘の解体により383平方メートルが減少し、今井公民分館及び永才公民分館の建て替えにより408.60平方メートルが増加したことによるものでございます。次に非木造では、公共用財産のその他の施設の4.84平方メートルの増加は280名が減りつつ送信局舎の整備によるものでございます。次に普通財産について説明いたします。125ページ、次ページをお願いいたします。普通財産の土地では、山林の3,281.47平方メートルの減は、国県事業用地として3,256.47平方メートルを売却し、280メガヘルツ送信局用地として25平方メートルを行政財産へ移動したことによるものでございます。原野の3,824平方メートルの減は、3,824平方メートルの減及び雑種地の69平方メートルの減は未利用地の売却、その他の230平方メートルの減は、国事業用地への売却によるものでございます。建物では宅地の非木造建物の42平方メートルの減となっております。これは旧皆越分校教職員住宅を解体したことによるものでございます。以上、行政財産及び普通財産に関するそれぞれの調書の説明を行いました。それぞれの財産を総括し全財産を示す調書が次ページ125ページの総括表となるものでございます。最後に、今お送りしました施設管理費用一覧表につきまして御説明申し上げます。この一覧表につきましては、毎年度の決算認定の際に、町の主要な施設に関する運営費、また収入、使用料等の収入、その施設の利用した人数を示すものでございます。32の施設を示しておりますが、中ほどの塗りつぶしております施設につきましては、平成30年度解体によって除却したものでございます。以上、総務課所管分の説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 企画財政課長。

●企画財政課長（船津 宏君） はい、お疲れさまです。それでは、企画財政課所管分について歳入から説明をいたします。9ページをお願いいたします。最下段になりますが、款2地方譲与税です。地方譲与税は国税として集めまして、それを地方に譲与するという仕組みとなっております。1番下の行の目1、地方揮発湯譲与税はガソリン税となります。100分の42が市町村へ譲与されます。これをそれぞれ計算の上、案分して交付されるものとなっております。次のページをお願いいたします。上から3行目3枠目になりますか、目1自動車重量譲与税です。車検時に課税されるものですが、1,000分の407が市町村へ譲与されます。こちらも計算式にのっとして市町村道の延長面積で案分して交付されるものとなっております。次に中ほどの利子割交付金です。利子割交付金につきましては、都道府県に納入されます5分の3を個人県民税の額で案分して交付されるものです。その下の配当割交付金ですが、これも都道府県に納入されました配当割額に所要の調整を加え5分の3を個人県民税の額で案分して交付されるものです。その次、株式等譲渡所得割交付金につきましても上場株式等の譲渡により所得割の5分の3を個人県民税の額で案分して交付されるものです。次にその下、地方消費税交付金です。令和元年10月1日から標準税率が10%となり、このうちの7.8%を国が、残りの2.2%を地方消費税交付金として地方へ配分されますが、県に納付されました地方消費税の2分の1に相当する額を国調人口と事業所統計調査の従業者数等で案分して交付されるものとなっております。その下、次のゴルフ場利用税交付金につきまして11ページをご覧ください。ゴルフ場利用税交付金は、県に納付されましたゴルフ場利用税収入額の10分の7に相当する額をゴルフ場が所在する市町村に対して交付されるものです。その下の欄、自動車取得税交付金です。自動車を取得した時にかかる自動車取得税分でありまして、所要の調整を加え市町村に交付されるものです。次に地方特例交付金の減収補てん特例交付金ですが、恒久的な減税の影響による地方の減収を補てんするために住宅ローン減税分などが補てんされます。次が款10地方交付税となっております。普通交付税が43億9,634万8,000円。特別交付税が2億3,249万1,000円で、合計額が46億2,883万9,000円となっております。

ます。普通交付税は合併算定替の特例が平成30年度まで年々減少して参りまして、令和元年度からは1本算定となっております。次に14ページをご覧ください。1番下の段、目1総務費国庫補助金の節2社会保障税番号システム整備費補助金でございますが、これにつきましては、マイナンバー制度に係る電算関係の改修に係る補助金となっております。その下の節3地方創生推進交付金は、農林振興課で栗の里づくり委託料、それから農業支援センターの運営補助金分に充てておるところであります。次に17ページをお願いいたします。最上段の総務費県補助金の生活交通維持活性化総合交付金につきましては、地方バスの運行に対する県からの補助金であります。その下の土地利用規制等対策費交付金につきましては、1万平米以上の土地取引があった場合に届け出報告の義務がございますが、その事務費として交付されるものであります。次に19ページをご覧ください。中ほどの欄になりますけれども、目1総務費県委託金の節1統計調査費委託金です。これは備考欄の各統計調査に対する委託金となります。20ページをお願いいたします。中ほどの欄、財産収入の目1財産貸付収入の節2その他普通財産貸付収入で光ファイバー貸付収入です。本町で整備いたしました光ファイバー網を民間通信事業者に貸し付けておりますのでその貸付収入となります。その下の目2利子及び配当金のうち、財政調整基金利子、ふるさと基金利子、まちづくり基金利子が企画財政課所管分となります。ふるさと基金利子以外につきましては、預金利子に加え国債の利子が、利息が含まれているものでございます。21ページをお願いいたします。最上段物品売払収入でございますが、このうちの14万2,500円につきましては、テレビが映りにくい難視聴世帯に対しまして、地上デジタルテレビの電波再送信を行っております。そのための機器を一たん町のほうで購入しまして、該当者のほうに払い下げておまして、その機器の販売代金10台分となります。その下寄附金の目1指定寄附金でございますが、真ん中のふるさと寄附金1億5,561万7,623円。1万2,060件分を収入しております。令和元年度が5,354万1,947円でありましたので、約1億円ほどの増額となっております。受付業務委託会社を1社増やしたことで、それから返礼品の中でも畜産品の注文が大変好調でリピーターも増えてきていることなどが増要因と推して推測しております。中ほどの欄、繰入金で、基金繰入金の中の目1財政調整基金繰入金につきましては、当初予算で3億円を計上して決算も同額となったところでございます。目2のまちづくり基金繰入金につきましては2億円を繰り入れまして、支所関係の経費、区長報酬等に充当しております。目3ふるさと寄附金繰入金につきましては、ふるさと寄附でいただいた寄附金について積み立てたものを繰り入れし、その目的に応じて支出をしております。次の22ページをお願いいたします。最上段、繰越金でございますが、前年度繰越金が5億8,591万1,556円。30年度からの繰越明許分が3,413万8,000円となりまして、合計6億2,004万9,556円となったところでございます。次、23ページをお願いいたします。雑入であります。備考欄の上から2行目、市町村振興協会市町村交付金、同じく市町村振興協会市町村振興事業補助金につきましては、宝くじの収益金から交付される補助金となっております。下から9行目になりますかね、広報紙等送料、これにつきましては、町外の方で、ふるさと会等の方が広報紙を購読されまして、されておまして、送料をいただいております。その送料分の収入となります。次に25ページをお願いいたします。上段2行目になります。款21町債です。目1の総務債でございますが、臨時財政対策債につきましては、国の地方交付税の財源が不足する場合に、地方交付税の交付額を減らして減らした分を地方公共団体がみずから起債を発行いたしまして、その償還額につきましては、後年度普通交付税で措置するという制度でございまして、本年度は1億9,320万を借り入れたものです。1行下の防災告知機器整備事業債につきましては、280MHzデジタル防災同報無線システム、防災ラジオの整備事業費分で、緊急防災減災事業債を活用しております。その下の目2民生債の重度身障心身障害者医療費助成事業債、出生祝い金事業債、子ども医療費助成事業債につきましては、過疎債のソフト分を充てたものでございます。歳入については以上でございます。次に32ページをご覧ください。続きまして歳



出の説明をいたします。主なものについて説明をいたします。下のほうの欄の目3文書広報費でございます。下から4、5行目の印刷製本費でございますが、毎月発行しております広報あさぎりの印刷費になります。次の33ページをご覧ください。目4財政管理費であります。節13委託料におきまして、財務書類作成支援業務委託料につきましては、統一的な基準による地方公会計マニュアルに準拠した財務書類を作成するためのシステムとなります。今回平成30年度分を作成し、ホームページ上で公開しているところです。固定資産台帳システム保守委託料につきましては、固定資産台帳システムを活用し、これまでに整備した固定資産台帳の異動更新を行い、公共施設総合管理計画への活用や公表用の財務書類の作成を行えるようにしているものでございます。37ページをお願いします。中ほどの目7企画振興費です。1報酬では、節1報酬ではまちづくり審議会や地域公共交通会議でのデマンドタクシーの運行に関する協議等の開催経費となっております。38ページですが、節1の事業費では、現在10の団体で実施いただいております美化パートナープログラムの消耗品等の経費を節13委託料では、人口ビジョン総合戦略策定支援委託料により、第2期まちひとしごと総合戦略の策定を行ったところです。その二つ下、節19負担金補助及び交付金で、各種協議会の負担金補助金等を支出をしております。4行目の地方バス運行等特別対策補助金は2,676万8,000円で、前年度より82万9,000円減少しております。下のほうに行きまして、くま川鉄道経営安定化補助金は1,763万5,000円となりまして、こちらも昨年度より98万3,000円減少いたしましたが、このうち809万4,000円が経営安定化分、残り954万1,000円が施設整備分となっております。この施設整備分が減少している内容です。一番下のスマートインターチェンジ整備促進協議会負担金につきましては、当スマートインターにつきましては、令和元年8月10日に開通いたしまして、今後は人吉球磨スマートインターチェンジ協議会として、維持管理に関する業務を行うこととなっております。次、39ページをお願いいたします。目8の電子計算費となります。3枠目の節13委託料ですが、電算システム改修委託料につきましては、マイナンバー制度に係るシステム改修費、それから新言語対応業務の改修費用となっております。町内拠点ネットワークサービス委託料は、役場を初めとします公共施設を光ネットワークで接続しておりますが、その保守サービス等でございます。節14の電算機器使用料につきましては、職員が使用しておりますシンクライアントその他サーバー機器等の使用料です。総合行政システム使用料ですが、住民記録を初めとする総合行政システムの使用料です。セキュリティクラウドサービス使用料は、熊本県が窓口となって、県内で統一したセキュリティレベルを合わせているものに対する使用料です。下の節18備品購入費につきましては、ウインドウズセブンがサポート終了に伴い、主に非常勤職員さんで使われております。パソコン端末51台の更新費用となっております。次の節19負担金補助及び交付金の電子自治体共同運営協議会負担金は、熊本県と県下の全市町村で共同運営を行っている、負担金となります。次の社会保障税番号制度中間サーバープラットフォームホーム利用負担金でございますが、そのマイナンバーの中間サーバーデータセンターがありまして、その利用のための負担金となっております。次に、41ページをお願いいたします。中ほどの目14基金費です。ふるさと基金積立金につきましては、ふるさと納税をしていただいた寄附金と預金利子を積み立てております。町づくり基金積立金は国債の運用益預金利子と1行下の財政調整基金積立金は前年度の繰越金の2分の1と国債の運用益預金利子を積み立てております。基金の残高につきましては、決算書末尾のほうの127ページにありますので、後ほどご覧いただければと思います。その下の段、目15地域情報通信基盤整備推進事業費です。42ページにかけまして、防災告知システムの保守、それから地上デジタル再送信設備の保守、光ファイバーケーブル設備の保守を行っております。なお繰越金、繰越明許費につきましては、防災ラジオの工事管理費396万円。工事請負費2億8,247万9,000円。及び送電線延長負担金でございます。全対象世帯5,384世帯のうち、4,433世帯、82.3%となります。それと270の事業所に設置済みとなっております。次に、節15工事請負費につきましては、

地デジの難視聴対策工事の10件と、永才公民館建て替えに伴うIP告知端末の移設工事分です。節18備品購入費につきましては、当年度に導入した防災ラジオの収納用ラックの購入費用となっております。下の段の目17ふるさと寄附対策費であります。ふるさと納税に係る関係経費となっております。節8の報償費で、ふるさと寄附お礼品につきましては、寄附の3割分を相当としております。43ページをご覧ください。節13委託料で、ふるさと寄附特産品発送業務委託料ですが、あさぎり町ふるさと振興社へ寄附額の9%を支払っております。ふるさと寄附申し込み受付業務委託料は、あさぎり町のふるさと寄附の入り口となっております。ポータルサイトでふるさとチョイス、さとふるの委託料となっております。次の目18地方創生費につきましては、総合戦略等の事業を行っておりまして、まちひとしごとづくり推進会議の中で、令和2年度から令和6年度にかけての第2期まちひとしごと総合戦略の策定を行いました。まちづくり審議会委員とまちひとしごとづくり推進会議委員が、兼職となっておりますので、この費目から1回分の支出を行っております。次に、51ページをご覧ください。この51ページから統計調査費になっております。53ページにかけまして、各種統計調査に係る経費、調査員報酬、消耗品等を支出をしております。次に、飛びまして121ページをご覧ください。下の欄になりますが、項1公債費です。下から2段目の目1長期債元金につきましては11億9,054万3,030円となっております。次に、122ページをご覧ください。最上段の長期債利子につきましては、5,540万4,869円となっております。令和元年度の起債残高は104億1,699万円となりまして、ヘルシーランド改修事業など大型事業の終了による普通建設事業債の減により、前年度より7,234万3,000円の減となったところです。その下の欄、予備費につきましては、当初予算が800万円でありましたが、466万6,000円の充用を行いまして、333万4,000円の不用額となったところです。次の123ページに実質収支に関する調書を掲載をしております。以上で企画財政課所管分の説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 説明の途中でございますが、ここで10分間休憩をいたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時14分

◎議長（徳永 正道君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。農業委員会事務局長。

●農業委員会事務局長（山本 祐二君） はい、お疲れさまです。農業委員会所管課分の令和元年度決算について説明いたします。まず歳入から行います。14ページをお願いします。目4農林水産手数料の節1農業費手数料の備考欄の2段目で、耕作証明等手数料ですが、1件当たり300円で71件分の収入です。次に18ページをお願いします。節1農業委員会補助金の備考欄1段目の農業委員会県交付金ですが、農業委員会が農地法などに定められた業務を行う経費で、農業委員会等に関する法律第2条において、農業委員会の活動を支援するために交付されるものです。その下の機構集積支援事業補助金ですが、これは農地の利用状況調査や農地制度に関する相談活動及び委員や職員の研修費等に使用されるものです。その下の農地利用最適化交付金ですが、これは、平成30年度から新たな農業委員体制となったことに伴い、農業委員が農地最適化に取り組む事業に対して支払われる交付金で、主に農業委員の報酬の能率給に充てております。次に22ページをお願いします。中ほど、目1農林水産費受託事業収入の節1農業委員会受託事業収入のうち、農業者年金受託事業収入ですが、これは農業者年金基金から委託を受けて、農業者年金の業務を行う市町村に対して交付されるものです。その下段の農業公社受託事業収入ですが、熊本県農業公社から委託を行う農地売買等業務に対して交付されるものです。次に24ページをお願いします。雑入で上から5段目の情報活動交付金ですが、これは、全国農業新聞の普及活動のための交付金で、令和2年8月31日現在123件とな

っております。次に、歳出に移ります。73ページをお願いします。下段の目1農業委員会費です。職員の  
人件費に係る分は説明を省略させていただきます。節1報酬の2段目、農業委員報酬につきましては、農業  
委員26人分の年報酬分です。非常勤職員報酬と、次の74ページをお願いします。節4共済費の社会保険  
料は非常勤職員分で、農地の相談受付業務を初め、土地利用状況調査や農地パトロール時の資料作成や調査  
後の集計、農地中間管理事業用務等を行っていただいております。節7賃金の臨時職員賃金につきましては、  
産休育休代替職員賃金の78万5,400円と農地利用状況調査賃金6万8,931年1円になります。節  
9旅費の費用弁償につきましては、農業委員の総会や農地売買契約の立会、農地パトロール等における費用  
弁償や全国会長大会の分です。節13委託料の繰越明許費につきましては、農地台帳データの取り込み作業  
等に不足の日数を要したため翌年度に繰り越したものです。また、農政業務支援システムセットアップ委託  
料は、農地の地図情報を更新したものです。節19負担金補助及び交付金、研修費補助金は、農業委員が、  
東北地方に2泊3日で20名が研修に行かれた1人当たり10万円の補助になります。次に目2農業者年金  
事務委託事業費につきましては、歳入で説明しましたとおり、農業者年金基金から委託を受けて行っている  
事業です。なお、主要な施策の成果説明書におきましては、18ページに農業委員会の分を掲載しておりま  
すので、御参照くださいますようお願いいたします。以上で農業委員会分の令和元年度決算における説明を  
終わります。よろしくをお願いします。

◎議長(徳永 正道君) 農林振興課長。

●農林振興課長(万江 幸一郎君) はい。それでは、農林振興課所管分の説明を申し上げます。歳入になり  
ます。11ページをお願いいたします。最下段、目1農林水産事業費分担金になります。県営畑総受益者分  
担金について1名分が残ってございましたけれども、令和元年度で完了と完納となっております。また、町営  
土地改良事業受益者分担金につきましては、平成29年度、平成30年度に実施されました事業5件分の分  
担金になります。12ページをお願いいたします。最上段の農地等災害復旧費分担金につきましては、激甚  
災害2件分の農家の負担分担金になります。次に、最下欄の目4農林水産使用料の農業施設終了使用料です  
が、農林振興課で管理をしております農村女性の家、もみじ館、定住促進センター、畜産センターの70万  
7,171円と、薬草加工場の使用料354万円となっております。14ページをお願いいたします。目4  
農林水産手数料、節1農業手数料の農業振興地域証明手数料は、51件分の手数料となっております。また、  
節2林業手数料は、町有林への入山申請をされた44件分の入山手数料となっております。15ページをお  
願いいたします。目6災害復旧費補助金の節1農林水産施設災害復旧費補助金については、激甚災害とな  
った阿蘇地区、仁王地区2件分の補助金を受け入れたものになります。次に、18ページをお願いいたします。  
目4農林水産事業費県補助金の節2農業費補助金になります。まず農業制度資金利子補給費補助金で9件分  
となります。また、中山間地域等直接支払制度推進費補助金は、中山間の事務費分の補助金となります。次  
の中山間地域等直接支払い交付金は、交付金支払い額の国県分4分の3を受け入れたものです。次の農業次  
世代人材投資事業補助金は、個人13件、夫婦7件の合計に27名が対象となっております。次に、経営所  
得安定対策推進事業費補助金は、あさぎり町地域農業再生協議会へ交付した経営所得安定対策に係る事務補  
助金となります。次の多面的機能支払制度推進費補助金は、多面的機能の事務費の補助金になります。次に、  
農地中間管理機構集積協力金交付事業交付金につきましては、農地の貸し付けを希望された1件の方から3  
0.7アールの申請がありまして、交付対象額4万5,000円を受け入れたものになります。また、多面的  
機能支払い交付金につきましては、交付金支払い額の国県分の4分の3を受け入れたものです。次に、環境  
保全型農業直接支払い推進費補助金は、事務費分の補助金となります。次の環境保全型農業直接支払い交付  
金は、化学肥料、化学合成農薬の使用を県の緩行レベルから原則5割以上低減する取り組みと併せまして、  
緑肥の作付、堆肥の施用、有機農業のいずれかを行う取り組みに対しての交付金となります。次の産地パワ

ーアップ事業補助金は、あさぎり薬草合同会社が三島柴胡の種子選別機と中古トラクター及び掘り取り機各1台を導入された345万1,000円と球磨黄菊管理組合が灌水資材とLED資材各1件、暖房機2件と自動換気装置1件の634万8,000円を受け入れたものです。次の水田産地化総合推進事業費補助金は、主食用米生産状況の把握と米政策の新たな仕組みの周知などを推進するものと、それから産地戦略作成における、土地利用計画や地域振興策との調整などの事務補助金となります。また、畜産クラスター事業補助金は、収益力強化を図るため畜舎等の施設整備に対して、事業費の税抜2分の1の補助を行うものとなります。令和元年度におきましては、1件の畜産農家が取り組みをされております。次の担い手づくり支援交付金事業助成金は、地域担い手の持続性、収益力の向上を図るため、必要となる農業用機械等の導入を支援するための事業で、担い手育成支援タイプと先進的農業経営確立支援タイプにそれぞれ1件の申請、補助額10分の3を受け入れたものです。それから、産地パワーアップ事業補助金繰越分についても、あさぎり薬草合同会社において、三島柴胡根の掘り取り機2台、噴射式洗浄機3台、それから自動こん包装装置1台を導入され、事業費の2分の1を受け入れたものになります。次の担い手確保経営力強化支援事業の繰越分は、先進的な農業経営の確立に意欲的な農業の担い手に対し必要な農業用機械施設を支援する事業で、野菜選果選別集荷施設1棟、選別機テーブル自動搬送機とフルキャビンハイクリブームを各1台、また三島柴胡比重選別機2台、中古トラクター1台、乗用管理機1台を3経営体において導入され、事業費の2分の1を受け入れたものになります。また、農業用ハウス強靱化緊急対策事業補助金繰越分は、台風等の災害に対処するため、被害防止計画を策定した上で、農業用ハウスの補強や防風ネット等の設置を支援するもので4経営体が取組み、防風ネットが3件、ビニペット等の設置が1件で、事業費の2分の1を受け入れたものです。次の農業農村整備事業推進交付金繰越分は、上地区における配水路改修事業と須恵地区における暗渠排水事業の補助金を受け入れたものです。次の節3林業費補助金になります。森林病害虫防除事業補助金は、深田地区、松林の航空防除の補助金となります。次の有害鳥獣駆除補助金につきましては、シカ、サル等の駆除分で、国の鳥獣被害防止総合対策推進交付金の595万8,000円と熊本県有害鳥獣被害対策事業補助金79万3,000円を受け入れたものです。次の造林事業補助金は、下刈り、間伐等に対する補助金で、平成30年度繰り越し補正造林事業補助金164万3,560円と令和元年度造林事業補助金439万3,480円を受け入れたものです。また、間伐等森林整備促進対策事業補助金は、森林資源の質的充実と公益的機能の維持増進のため間伐等を推進し、県が策定した体質強化計画に基づき、原木を安定的に供給する目的で105.41ヘクタールの間伐を実施し、4,328万3,000円を受け入れたものです。19ページをお願いいたします。最上段の食べる竹使う竹見せる竹生産支援事業補助金はタケノコや竹の新たな需要に対応するため意欲ある生産者の体制整備を支援し、竹資源の利用拡大、竹林の荒廃化の防止、減少を図ることを目的とし、未整備の竹林を整備してタケノコ生産につなげる補助金です。次の単県林道改良事業補助金は、林道日栗線法面改良事業において法面改修を行ったものに対し県からの補助金を受け入れたものになります。また、林道点検診断保全事業補助金は、林道にかかる橋梁の点検診断を実施しておりますが、その補助金を受け入れたものになります。次の森林林業木材生産基盤整備補助金は、林道日栗線法面改良事業に伴う県の上乗せ補助分になります。20ページをお願いいたします。目2農林水産事業費県委託金、節1農業費委託金の国営事業継続地区推進調査委託金は、川辺川国営川辺川事業の地区推進調査費として県からの委託金を受け入れるものです。節2林業費委託金の松くい虫発生予察委託金は、病害虫発生予察に関する委託金となります。次の森林病害虫防除事業委託金は、松くい虫防除に伴う水質調査や野生鳥獣の調査等についての委託金になります。次に、目1不動産売払収入、節2その他不動産売払収入は、素材生産の売払収入で、間伐105.41ヘクタール分、全伐0.27ヘクタール分及び流木の売払等の収入となります。21ページをお願いいたします。上段の目3株式売払収入の節1株式売払収入は、株式会社人吉球磨林業機械センターにおい

て、昨年、市町村株主からの自己株式の取得の件が承認可決されまして、あさぎり町が保有していたものを受け入れたものになります。また、目5 林業振興基金繰入金につきましては、林業従事者に対しあさぎり町林業振興基金を活用し事業を行ったもので、チェーンソーなど3件の申請に対し事業を実施したのになります。22ページをお願いいたします。次に、中ほどの目1 農林水産費受託事業収入、節2 農業費受託事業収入は、農地中間管理機構から事務を委託しておりますが、23万5,000円を農林振興課の事務費として、また、179万7,000円を農業委員会の事務費として受け入れたものになります。次に23ページをお願いいたします。下から6段目、薬草加工場光熱水費は、あさぎり町あさぎり薬草合同会社を使用する加工場の電気使用量を受け入れたものです。また、森林組合事業奨励金は、球磨中央森林組合の利用実績により交付されるものです。次の立木補償費は、川辺川利水事業に係る水源施設の更新に伴い、近隣山林の立木補償費として受け入れたものです。また、森林保険保険金及び保険料払戻金は、平成30年9月の台風24号により、深田の鍋山地区が被災を受けたもので、その保険料を受け入れたものになります。次の中山間地域等直接支払い交付金返還金は、果樹作付による田から畑に単価の変更をしたものによる集落からの返還金となります。また城南地区家畜自衛防疫推進協議会推進費については、熊本県の家畜自衛防疫協議会から町が実施した牛の注射頭数により推進費として受け入れたものです。25ページをお願いいたします。町債で中ほどの目3 農林水産業債、節1の農業施設整備事業債は、有機センターにおいて堆肥自動こん包装置や外壁等の改修を行ったものになります。また、節2 林業整備事業債は、林道日栗線法面改良事業において法面改修を行ったものになります。続きまして、41ページをお願いいたします。ここからは歳出になります。中ほどの目14 林業振興基金積立金は、人吉球磨林業機械センターの株式売払収入と林業振興基金の利子を積み立てたものになります。43ページをお願いいたします。目19 地域おこし協力隊費ですが、昨年度3名の地域おこし協力隊が活動をいたしました。昨年12月から農林振興課におきましては昨年12月から活動をしていただいておりますが、その1名分の人件費関係、節1 報酬、それから節4 共済費、節9 旅費、節11 需用費、また燃料費となります。また、節12 役務費は、タブレット端末使用料と自動車任意保険料で、それから、節14 使用用及び賃借料は、住居借り上げ料と自動車リース料で、自動車リース料となります。75ページをお願いいたします。下段の目農業総務費になります。主に職員の人件費を計上しているところです。76ページをお願いいたします。節19 負担金補助及び交付金につきましては、農業振興を図るための県郡市における協会等の負担金になります。次に目4 農業振興費です。節8 報償費、農業次世代人材投資事業サポート謝金は、認定新規就農者の審査に対し町内2名の担い手農家へサポート員として参加いただいたものになります。次に、節13 委託料の栗の里づくり委託料は、地方創生事業を活用し国の振興を図るため事業を実施し、約3.75ヘクタールの栗の新植を行ったものです。これにつきましては支援センターへ委託したのになります。また、節19 負担金補助及び交付金のあさぎり地域農業振興協連絡協議会負担金につきましては、JAと協力し農業振興を図ったものになります。次の制度資金利子補給費補助金につきましては、8件の農家の方が対象となったものです。次の農業共済掛金補助金は、369件の農家へ助成を実施したところです。また、有機農業推進補助金につきましては、有機センターの堆肥購入と土壌分析の補助金で3分の1を支援しております、11団体へ助成したところです。次の農業振興事業補助金につきましては、単独の農業施設機械の整備補助金を146件、9,391万6,000円分と大豆の作付に係る種子代とライスセンター利用料の2分の1を助成した大豆生産部会への補助金285万3,000円となります。続いて、獣害対策事業補助金につきましては、電気柵等の設置に対する補助金で5件の申請がありました。次の農業次世代人材投資事業補助金につきましては、新規就農者への補助金としまして、個人13名、夫婦7件の27名が対象となっております。また地域の話し合い推進補助金につきましては、人農地プランの充実のため、集落での話し合いを実施したものでございます。77ページをお願いいたします。農業支援セン

ター運営負担金は、産業活性化基金等を活用し、農業支援センターの運営費等をしたものです。次の農業用ハウス強靱化緊急対策事業補助金繰越分は歳入で説明をいたしました4経営体を取り組まれたものになります。また、農業振興補助金繰越分は、中球磨共同乾燥組合が共同乾燥施設の老朽化によりエコ乾燥機の導入を行ったものに対する補助金になります。次に目5農業経営基盤強化促進対策事業費、節1のほう報酬は総合農政協議会の委員の報酬で農業に関する事業の説明や、人農地プラン、農業支援センターの事業についてなどの協議を行ったところです。次に、節19負担金補助及び交付金の認定農業者協議会の補助金ですが、会員236名、15名の役員、また、認定農業者女性の会につきましては、会員44名、役員7名で運営をされているところです。次に、担い手づくり支援交付金事業助成金につきましては、歳入で説明をいたしました担い手育成支援タイプでドローンの導入、それから先進的農業経営確立支援タイプで、オート田植え機やGPSガイダンス付トラクター等の導入など、2つの経営体を取り組まれたものです。また、繰越明許費の担い手確保、経営強化支援事業は、歳入で説明いたしました平成30年度担い手確保経営強化支援事業により採択された3経営体が農業機械などの導入を行ったものになります。次に目6農業後継者育成指導費です。学童農園委託料ですが、学童農園につきましては、JAの青壮年部へそれぞれの小学校区ごとに委託をしているものです。また、学童農園土地借上料は、その土地の借上げ料となります。節19負担金補助及び交付金の農業女性の会補助金は、みずからの資質の向上や地域農業の発展を目的として、各種研修会への参加や食と農の交流フォーラム、中学生への卒業式の際の赤飯の贈呈など、幅広く活動されておりますが、27名の会員となっております。次に目8水田農業経営確立対策事業費ですが、節1報酬と節9旅費の水田営農推進協議会委員報酬、費用弁償につきましては、全体会を開催した分と水田現地確認等の経費となっております。次に、節19負担金補助及び交付金の地域農業再生協議会補助金は、歳入で経営所得安定対策推進事業費補助金として受け入れたものを協議会へ事務費として支出しているものになります。また、収入減少影響緩和対策利子補給費補助金は25の集落営農生産組合がならし対策に加入するために、その加入金をJAより一時借入し、その利息分を助成するものです。78ページをお願いいたします。最上段の産地パワーアップ事業補助金は、歳入で説明いたしましたあさぎり薬草合同会社が、三島柴胡の種子選別機と中古トラクター及び掘り取り機各1台を導入された345万1,000円と球磨黄菊管理組合が、灌水資材とLED資材各1件、暖房機2件、自動換気装置1件、それぞれ導入され取り組まれたものになります。また需要適合生産組合生産推進事業費補助金は、先ほど歳入で説明をいたしました水田産地化総合推進事業費補助金から、20万円を再生協議会の推進事務費として支出し、産地戦略作成における土地利用計画や地域振興との調整などの事務費となります。それから、産地パワーアップ事業補助金繰越分は歳入で説明をいたしました。これにつきましても、あさぎり薬草合同会社に取り組まれた事業となります。次に目9農業施設管理費の節11需用費、節12役務費につきましては、農林振興課で管理をしております農業用施設15カ所、農村公園12カ所と薬草加工場分の経費となります。次に、節13委託料ですが、トイレ清掃委託料から清掃委託料、それから7行目の除草清掃委託料につきましては、町内の農業施設や農村公園の管理委託料となります。それから、5行目と6行目の設計委託料と工事監理委託料につきましては、有機センターの改修工事を実施しておりますけれども、その設計委託料と工事発注の際の工事管理委託料となります。また農産加工センター指定管理委託料は、ふるさと振興社へお願いしているものです。次の天子の水公園管理委託料は、令和元年度に8月に発足しました天子の水公園を守る会とシルバー人材センターへの除草や植栽作業などを委託したことになります。それから、岡原農産物処理加工施設指定管理委託料は、岡原やっтарろ会へ指定管理としてお願いをしているものになります。次の冷蔵庫と保守点検業務委託料は、あさぎり町農産加工センターに設置しております冷凍ユニットの保守業務委託料となります。79ページをお願いいたします。節14使用料及び賃借料のレジスターリース料はふるさと振興社へ貸し付けをしていたものであり、令和元年度をもつ

て廃止をいたしております。また、土地借上料は天子の水公園の土地借上料となります。また、冷蔵庫リース料は、深田ふれあい市場に設置しております冷蔵庫冷蔵ショーケースのリース料です。節15工事請負費は有機センターの改修に伴う工事費となります。また、節18備品購入費は、有機センターの木灰及び堆肥自動こん包装装置の導入、3,317万円とホイールローダーの購入797万5,000円。また、農産加工センターにおける金属探知機及び蒸気ボイラーの設備の更新によるもの、それが277万5,000円ほか、定住センターの消火器や免田畜産センターの火災報知機、受信機バッテリー等を購入したのものになります。続きまして、目10畜産事業費で、節8の報償費は、各品評会や共進会へ出品いただく際の報償費となります。また畜産統計謝金は、毎年2月に実施されます畜産統計調査を畜産専門員へお願いしたのようになります。節19負担金補助及び交付金で2行目の畜産振興協会補助金につきましては、町の畜産振興協会への補助金となります。また、4行目の畜産振興事業補助金につきましては、優良家畜導入保留促進事業に725万円。環境対策費として112万2,000円。ヘルパー事業として130万9,000円を支出をいたしております。また、家畜伝染病防疫対策補助金は資材分として42万2,000円を交付したものです。それから、畜産クラスター事業補助金は、歳入でも説明をいたしましたが、1件の畜産農家が取り組みをされた分の補助金になります。次に、目11農地中間管理事業になります。人農地プランの充実、充実と農地中間管理事業の周知のために、地域の話し合い全49カ所で実施をいたしております。8ページをお願いいたします。節19負担金補助及び交付金の農地中間管理機構協力金は歳入で説明をいたしましたが、経営転換協力金としまして貸し付けをされた1件の方の分になります。次の目12農業振興地域促進整備事業費につきましては、農業振興地域整備計画の見直しを行ったもので、節1報酬と節9旅費の費用弁償は協議会を5月に開催した経費となります。次に目13中山間地域等直接支払い制度事業費ですが、節1報酬と節9旅費で中山間地域等直接支払制度推進協議会委員の会議及び現地確認に伴う報酬及び費用弁償を計上しておりますが、年間3回開催したものです。節19負担金補助及び交付金の中山間地域等直接支払い交付金につきましては、国が4分の1、県が4分の1、町が4分の1を支出しまして、40集落で協定の締結がなされているものになります。節23償還金利子及び割引料の返還金につきましては、歳入でも説明をいたしました。田から畑へ単価変更となったものを国へ返還したものであります。次に目14多面的機能支払い事業費になります。節19負担金補助及び交付金で多面的機能支払い交付金、農地維持資源向上共同と資源向上の長寿命化の交付金につきましては、全65組織分をあさぎり町広域協定へ取りまとめ、事業を行うもので、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1を支出するものです。現地確認支援システム負担金は、土地改良団体連合会のモデル事業としまして、平成29年度から農地の確認をタブレット端末により行っているものになります。次の目15環境保全型農業直接支払い制度事業費は、平成28年度から取り組んでおりますが、化学肥料化学合成農薬をこれもの歳入のほうで説明をいたしたのようになります。有機農業への取り組みに対して実施された団体に対して、交付されるもので81ページをお願いいたします。令和元年度実績としまして18件の活動に対し交付金を交付したのようになります。次に目16農地費になります。節11需用費の修繕料は、配水量や集水樹等の修繕になります。節13委託料の測量設計委託料は、主に配水路改修に係る分、また、委託料の繰越分につきましては、暗渠排水工に係る設計委託料になります。節14使用料及び賃借料は、昨年の豪雨による土砂撤去や法面補修に係る機械借上料になります。節15工事請負費ですが、配水路改修6軒と宮川内川の浚渫工事1分の工事費となります。また、繰越分につきましては、秋時地区の配水路改修と寺池地区暗渠排水設置の工事費分です。次に節19負担金補助及び交付金です。土地改良事業団体連合会負担金につきましては、一般賦課分、特別賦課分それから農道台帳管理賦課分になります。また、また、土地改良区負担金は、百太郎溝、幸野溝、中球磨、それから上土地改良区の各土地改良区へ負担金を支出したのようになります。次に、基幹利水施設ストックマネジメント事業負担金ですが、百太郎溝土地改良区が、



県営かんがい排水事業に取り組むもので、事業費133万円の10%を多良木町、錦町との面積割により負担をするものです。次の熊本県農業農村事業推進交付金は、土地改良区が団体営農業農村整備事業に取り組んだものに対し事業費の20%を町村が負担したものになります。町が負担したものになります。次に、目17川辺川総合土地改良事業費になります。まず節8報償費ですが、国営川辺川土地改良事業における地区実証展示補助、桃の作付における調査費となります。次に82ページをお願いいたします。節19負担金補助及び交付金ですが、川辺川土地改良区運営費補助金につきましては、関係6町村が負担しているものになります。また、国営、造成団地畑地かんがい緊急対策補助金につきましては、造成団地の井戸ポンプ電気料の補助をしたものです。節22補償補てん及び賠償金の水源調査用地、損失補償費は、農政局が加茂団地の水源を確保するため掘削を行ったものでありますが、平成26年度に撤去する際、県と町へ意向の確認を行いました。県有事業における、須恵深田地区での利用、水の利用を検討されていたため、町へ引き継がれたままとなっております。以後そのままとなっていたため、存知期間分の補償を行ったものになります。83ページをお願いいたします。林業費になります。目1林業総務費は担当職員の人件費と節13委託料、町有林管理業務委託料は、球磨中央森林組合へ町有林の監視や維持管理などを委託しておりますが、9名が従事されているものになります。84ページをお願いいたします。節14使用料及び賃借料は、町有林アクセスのため皆越地区8の八ヶ峰の作業道用地地の借上料になります。また、節19負担金補助補助及び交付金は各種協議会などへの負担会費や負担金となっております。下から4行目の緑の少年団補助金につきましては、上小学校岡原小学校須恵小学校の3校分となります。また球磨中央林業活性化協議会負担金は、平成30年度から令和2年度までの3年間、スマート林業構築実践事業を管内市町村森林組合等で組織し管内の審議については、航空レーザー測量を実施し分析を行い、伐採や作業道開設の省力化や需給のマッチングなどによる流通システムの簡略化によるコストダウンを図るために、関係町村と森林組合で10万円ずつ負担しながら協議会の運営を行っているものになります。次に目2林業振興費です。

◎議長（徳永 正道君） 説明の途中ですが、ここで休憩をいたしたいと思います。午後は1時30分からです。

休憩 午後0時01分

再開 午後1時30分

◎議長（徳永 正道君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一郎君） はい。それでは、農林振興課所管分の説明を引き続き申し上げます。84ページからになります。目2林業振興費です。節19負担金補助及び交付金の食べる竹使う竹見せる竹生産支援事業補助金は、平成30年度に引き続き、ふるさと再生プロジェクト新竹林が事業主体となって、町内3カ所、合計0.46ヘクタールの竹林整備を行ったもので、歳入受け入れ額と同額を事業主体へ支出をいたしております。また、シイタケ生産促進事業補助金は、シイタケ生産組合を通じての種駒購入に対して補助をしておりますが、8戸の農家へ交付したのになります。次に、林業活性化推進協議会負担金は、林業木材産業の活性化を推進するために、親子木工イベントやポッポ一館、熊本県伝統工芸館で各1回の手仕事展を行い、手工芸のつくり手の意欲向上とあさぎり町のPRを行っております。次の林業従事者育成促進事業補助金は、林業従事者が個人で使用するチェーンソーや刈払い機等の林業機械を導入する経費について補助率2分の1以内で支援するもので、3件の林業従事者へ交付したのになります。次は、目3公有林整備事業費です。節12役務費の組合手数料は、森林組合への素材生産、造林委託料の5%となっております。また市場手数料は、素材生産収入と6%の極積料となっております。次の森林国営保険料は、町有林247.



0.4ヘクタール分の掛金になります。節1.3委託料で、素材生産委託料は、全伐1件、0.27ヘクタールと森林組合へ間伐の運搬販売を委託したのになります。85ページをお願いいたします。上段の造林委託料は、森林組合へ同様に間伐105.41ヘクタール、下刈り8.99ヘクタール、人工造林3.34ヘクタール、特殊地こしらえ3.46ヘクタールを委託したのにあります。次に、目4林道維持費、節1.3委託料の橋梁点検委託料は、林道台帳に搭載された町内18路線36強の点検を実施したのになります。また、節1.4使用料及び賃借料の機械借上料は、各林道の法面路面補修、清掃等で機械をリースしたもので、昨年は豪雨災害や台風による被害が拡大し機械借上料が増加したものです。次に、目5、森林病虫害防除費は、深田地区の5.5ヘクタールの松くい虫防除に係る事業費で、節7賃金は松くい虫発生予察調査1名、薬剤散布後の安全確認調査での水質調査2名、野鳥調査2名、合計5名分の賃金となります。節1.1需用費の消耗品費は、防除に使用する薬剤費となります。節1.3委託料の薬剤散布業務委託料は、ヘリコプター散布2回分の業務委託料で、鹿児島国際空港に委託したのになります。また、松くい虫特別防除業務委託料は防除に係る準備作業等を球磨中央森林組合へ委託したのになります。次に目6鳥獣被害防止事業費になります。86ページをお願いいたします。節1.2役務費の保険料は、実施主体が設置するわなに対する保険料となります。また節1.9負担金補助及び交付金の有害鳥獣駆除補助金は、町内に5隊ある補助金へ運営費補助金として各隊10万円ずつを補助したものです。次の有害鳥獣被害防止対策協議会補助金は、協議会の運営費箱わな等の購入や餌付けストップの研修会を実施し、進入防止さくの設置を行うための補助金になります。最後に有害鳥獣捕獲補助金ですが、令和元年度の実績としましてシカが964頭、イノシシが196頭、猿が24頭、カラスが314羽、アナグマ31頭を捕獲しております。次に、目7林道新設改良費になります。節1.3委託料は、林道日栗線工事に伴う設計委託となります。また節1.5の工事請負費は、林道日栗線の改良工事になります。次に、目1水産業総務費で、球磨川漁協稚魚放流事業委託料は、球磨川漁協の協力のもと毎年あさぎり町内の小河川6カ所にヤマメの稚魚3万6,000匹を放流しているのになります。121ページをお願いいたします。災害復旧費になります。目1農地等災害復旧費の節1.3委託料ですが、昨年の梅雨前線豪雨等により発生しました災害3カ所の測量設計業務の委託料になります。節1.5工事請負費につきましても、委託料で説明しましたが3カ所の災害復旧工事費になります。以上で農林振興課所管分の説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 商工観光課長。

●商工観光課長（北口 俊朗君） はい。それでは、商工観光課所管分の説明を行います。13ページをお開きください。1番上の段になりますが、目5商工観光使用料、節1商工施設使用料、ポップー館利用の使用料になりますが、延べ687団体、2万1,735人の利用がありました。続いて15ページをお開きください。中ほどになりますが、目4商工観光費国庫補助金、節1商工費補助金、山村活性化支援交付金、これにつきましては、山村振興法に基づき、指定された振興山村の活性化に向けた取り組みを支援する交付金です。農林水産省管轄になりますが、あさぎり町では、ふるさと振興社の販路開拓強化事業で、商品開発、ネット販売、販路開拓を支援しております。3ヵ年の事業で、令和2年度までの事業となっております。続いて、19ページをお願いします。2枠目になります。目5商工観光費、県補助金、節1商工費補助金、消費者行政活性化事業費補助金、これにつきましては、広域で取り組んでおります。人吉市消費生活センターに負担金分として納めてる分を県より補助いただいております。次に節2観光費補助金、熊本地震復興観光拠点整備推進事業補助金、これにつきましてはビハ公園キャンプ場のトイレ洋式化に伴う、県の補助をいただいております。続きまして21ページをお開きください。下の枠になりますが、目4産業活性化基金繰入金、節1産業活性化基金繰入金、この繰入金につきましては、産業活性化基金の使途につきましても、農業支援センター運営費に480万、商工業振興補助金に610万7,000円を充てております。続きまして、24

ページをお願いします。雑入になりますが、1番上です。商工コミュニティセンター電気料、これにつきましてはポッポ一館にJAあさぎり支所とくま川鉄道が入っておりますが、面積で案分した分の電気料を負担していただいておりますので、雑入として受け入れております。その下になりますが、駐車場管理運営業務剰余金、これは商工会のほうで駐車場を管理いただいております。利用料金から維持管理費を差し引いた金額を剰余金として町に納入いただいております。続きまして、26ページになります。1番上です。目7商工観光債、節1観光施設整備事業債。これにつきましては、ビハ公園キャンプ場の管理棟等改修工事に過疎債を充てております。なお、先ほど県の補助も378万円をプラスしたところで、改修工事につきましては、合計が1,920万6,000円となっております。続きまして支出になります。41ページをお開きください。目14基金費、節25基金費、5行目に産業活性化基金積立金、これにつきましては先ほど歳入の利子分を積み立てております。続きまして43ページをお開きください。目19地域おこし協力隊、これの支出済み額947万9,707円のうち、商工観光課所管分につきましては817万8,124円となっております。節1報酬につきましては、2人分の20月分の支出になっております。それでは次のページをお願いします。節14使用料及び賃借料、これにつきましては、パソコンリースからずっと、住居借上料、地域おこし協力隊の使用するものに関する使用料になっております。節19負担金補助及び交付金、1行目の地域おこし協力隊活動助成金、これにつきましては車の借り上げ料ということで、月額3万5,000円の20月分です。次の行の地域おこし協力隊研修費負担金、これは研修関連の負担金になりますが、IT関係、そして加工品開発関係の研修を受講された負担金になります。次の地域おこし協力隊起業支援補助金、これにつきましては、企業されるために支援する補助金ではありますが、1名の方が起業目的として、ウェブサイト製作及びデザイン事業を起業するというので、パソコン及び周辺機器の備品購入等に充てられているようです。続きまして86ページをお願いします。目1商工総務費、節8報償費につきましては、令和元年度より、推奨商品の審査につきましては、年1回としましたので、その1回分の謝金お礼になっております。次のページになります。節13委託料、ふるさと振興社経営診断委託料、これにつきましては、昨年8月末より、日本生産性本部コンサルティングの経営戦略策定実習報告ということで、実習生が入って報告書が上がっておりますが、それらを参考にして、正式に中小企業診断士に指導をお願いするための委託料になっております。次に節18備品購入費ですが、これにつきましては、製粉機電動粉ふるい機を購入いたしまして、南稜高校へ無償貸与しているものです。次に節19負担金補助及び交付金です。3行目になります。中小企業大学校人吉校研修費助成金ですが、2件の申請がありまして、交付しております。次の商工業制度利子補給費補助金。これにつきましては、22件の交付をしております。次の店舗改装事業費補助金。これにつきましては3件の申請があり交付をしております。次の住宅リフォーム等補助金につきましては、71件の申請があり、うち新築につきましては17件につきまして補助金を交付しております。1行飛びまして地域イベント等補助金につきましては、菖蒲まつり、笑祭、ウインターライトフェスティバル等に充てている補助金であります。次の販路開拓強化事業補助金につきましては、山村活性化支援交付金を活用いたしまして、ふるさと振興社に交付しているものであります。下から2つ目になります商工業振興補助金につきましては、34件の申請があり、補助金を交付しております。続きまして目2商工施設費、節11需用費、電気料につきましては、これはポッポ一館内の電気料、そして商店街街路灯、駐輪場街路灯、中央広場街路灯を含めた電気料になっております。1つ飛びまして修繕料につきましては火災報知機、照明機器等の修繕費に充てております。次のページをお願いいたします。節13委託料、設計委託料につきましては、街路灯設置工事の設計委託をお願いしているところです。次の施設管理委託料につきましては、ポッポ一館の夜間休日祝日の施設管理をシルバー人材へ委託しているところでありまして。それ以下、施設の維持管理に必要な委託を委託料として上げております。1番下の不動産鑑定委託料につきましては、駅前東側駐車場用地の鑑定をお願いし

ています。次に、目1観光費、節11需用費ですが、印刷製本費におきましては、観光パンフレットリーフレットの増刷費用、そして電気料につきましては、おかどめ幸福駅、薬師、秋時の電灯街路灯の電気料です。水道料についても同じです。修繕料につきましては、キャンプ場の污水管、そして岡留幸福駅売店コンセント設備修繕等に充てております。節12役務費の通信運搬費につきましては、ビハ公園キャンプ場と幸福駅売店の無線LAN回線による通信運搬費になっております。次のページをお開きください。節13委託料、1行目の幸福駅売店指定管理委託料、そして4行目のビハ公園キャンプ場指定管理委託料につきましては、指定管理料として、支払っている分ですけれども、幸福駅売店につきましては、令和2年度まで、ビハ公園キャンプ場につきましては令和5年度までの期間となっております。そして3行目の、谷水薬師周辺除草作業委託料、そして1番下の宮河内川公園除草業務委託につきましては、シルバー人材センターに委託しているところであり、そして5行目の薬師谷水薬師休憩場管理委託料につきましては、谷水薬師保存会に売店の売店トイレ等の管理を委託しているところであり、続きまして、節15工事請負費、これにつきましては先ほど歳入のほうで説明しましたが、ビハ公園管理棟等改修工事の工事費用です。節18備品購入費につきましては、おかどめ幸福駅売店のAEDを購入しております。節19負担金補助及び交付金ですけれども、各種協議会等への負担金となっておりますが、3行目の白髪岳を守る山の会助成金につきましては、白髪岳を守る山の会に白髪岳周辺の環境保全のために、使っていただく助成金として支出しております。次に目2緑の街づくり事業費です。節13委託料、花づくり管理委託料につきましては、シルバー人材に委託しているものであります。そして節19負担金補助及び交付金、菜の花プロジェクト補助金につきましては、あさぎり町青年団に補助金を出して岡留幸福駅周辺の菜の花植栽等を行っていただいております。次のページになります。目1定住促進費になります。節1報酬、これは定住対策として1人の非常勤職員を雇用しておりますが、ポッポ一館に常駐していただき、結婚対策、そしてポッポ一館管理等をお願いしております。節19負担金補助及び交付金ですけれども、これらも各種協議会への負担金となっておりますが、5行目の定住促進奨励補助金につきましては、あさぎり町に新しく住まわれた要するに新築もしくは中古住宅を購入されて、定住されたという方に対する補助金になりますが、40歳未満の方が4名で50万円掛ける4、そして40歳以上の方が1名ということで30万円。ということで合計の金額を支出しているところです。以上、商工観光課所管分を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 建設課長。

●建設課長（大藪 哲夫君） はい。それでは、建設課所管分につきまして説明いたします。歳入からです。13ページをお願いいたします。目の上から2段目、目6土木使用料の住宅使用料ですが、備考の1段目、町営住宅使用料から4段目の町営住宅浄化槽使用料過年度分までの収入合計8,127万6,038円を住宅使用料として受け入れたもので受け入れたものです。令和元年度の徴収率につきましては、現年度が96.2%、過年度分が2.3%で、全体では、前年度より1.5%徴収率が下がっております。なお、収入未済額1,643万8,182円のうち、現年度分が304万6,062円の38件分です。過年度分が1,339万2,120円の延べ151件分となります。15ページをお願いいたします。目の上から4段目、目5土木費国庫補助金の節1土木管理費補助金は、耐震診断2件分に伴う補助金となります。節2道路橋梁費補助金は、現年度分の道路改良費補助金で、事業としましては、橋梁補修、歩道整備、舗装補修事業となります。その事業に伴う補助金を受け入れたもので、補助率は対象事業費の63.25%となっております。収入未済額は、令和2年度に繰り越した補助金となります。これは薬師堂線の関係でございます。1つ下の節3住宅費補助金の公営住宅等ストック総合改善事業補助金は、上西団地、公営住宅の上西団地改修工事に伴う補助金です。補助率は45%でございます。目6災害復旧費補助金、節2公共土木施設災害復旧費補助金は立野線、皆越線の2カ所の災害に伴う補助金となります。備考の2段目、繰越明許は堀川、皆越線、立野線の

3カ所の補助金となります。収入未済額は、令和2年度に繰り越した補助金で、関係となります。次のページをお願いいたします。目の上から3段目、目3土木費国庫委託金、樋門管理国庫委託金ですが、これは球磨川の19カ所の排水樋門の操作に係る国庫委託金です。19ページをお願いいたします。中ほど上から、3段目ですが、目6土木費県補助金は、耐震改修工事、耐震改修設計の申請がありませんでしたので、ゼロとなっております。次のページをお願いいたします。目2農林水産事業費県委託金の節1農業費委託金、清願寺ダムの管理経費として県から委託金を受け入れたものです。次の段の目3土木費県委託金の節1河川費委託金は、県管理河川の7河川につきまして、護岸雑草処理委託金として受け入れたものです。25ページをお願いいたします。目4土木債、節1道路橋梁債は、橋梁4橋梁の設計と工事並びに舗装補修、これは6路線ですが、それと道路改良、これは4路線ですの工事や設計用地費分として借り入れたものです。なお、繰越明許分につきましては、舗装補修、道路改良など4路線分として借り入れたものです。次のページをお願いいたします。目8災害復旧債の節1公共土木施設災害復旧事業債は、町道と河川の3カ所の復旧工事分として借り入れたものです。なお、繰越明許分は昨年度から繰り越した町道河川4カ所分の復旧分となります。続きまして、歳出となります。82ページをお願いいたします。はい、目19清願寺ダム管理費です。節13委託料ですが、清願寺ダムの管理を行うための保守点検などの委託料となります。次のページをお願いいたします。節19負担金補助及び交付金につきましては、県営防災ダム事業において令和元年度ダム湖内の堆積した土砂の搬出をするための事業費2,000万円の6%を町が負担しているものです。次に、90ページをお願いいたします。土木費です。目1土木総務費は職員や非常勤臨時職員等の給与手当等がございます。そこで非常勤臨時職員につきましては、耐震改修に伴いますダイレクトメール等の事務をお願いしております。次のページをお願いいたします。節19負担金補助及び交付金は、耐震診断2件分の補助金を支出しております。目2環境整備資材等支給事業費です。支出額1,176万9,363円は、住民協働に伴う支出分で、主なものといたしまして、節14機械借上料、節19原材料費となります。事業内容としましては、町内18地区の道路の法面整備、支障木等の伐採、ごみステーション等の設置など地域住民の皆さんの協力により実施されております。次に、目1道路橋梁総務費です。節13委託料、道路台帳整備委託料につきましては、平成30年度に行いました道路改良で、道路幅員等広がった路線について、道路台帳を補正する必要があることから、それにかかる経費を支出したものです。次のページをお願いします。目2道路維持費です。節11需用費ですが、町道の補修に係る経費で主なものとして修繕料です。道路が傷んでいるカ所の手直し、転落防止さく、法面補修などが主なものとなります。節13委託料の設計委託料は、橋梁補修設計の2橋分、法面改修2カ所、道路改良1カ所分でございます。主なものとして、堀川57号橋、小枝下里線橋梁等がございます。道路維持委託料は、地元の建設業、シルバー人材センターに委託した除草作業の委託料となります。調査設計委託料は、橋梁点検マニュアルと橋梁の定期点検分となります。道路施設等維持管理作業員派遣業務委託料につきましては、作業員10名を平成27年度から派遣会社に委託し派遣してもらっている分の経費となります。これには公園管理の2名も含めております。備考欄1番下の繰越明許については、平成30年度から繰り越した立野線の法面地質調査分となります。なお、翌年度に繰り越します繰越明許費は、立野線法面改良に伴う地質、こちらは地すべりの調査分となります。節14使用料及び借上料の機械借上料は、町道への崩土の土砂撤去用に機械を借り上げたものです。節15工事請負費ですが、現年度分の主な工事としては、交付金事業で行いました橋梁補修工事1件、舗装補修工事2件、単独で行った舗装補修、防護さく設置、側溝改修工事等11件分となります。繰越明許費分は、舗装補修1路線、吉井二子線ですと、防護さく設置工事、別府線となります。節16原材料につきましては、舗装用合材側溝のふたなど道路補修用の資材を購入したものです。次のページをお願いします。はい、節17公有財産購入費は、環状1号橋の架け替工事に伴う用地取得費となります。節18備品購入費については、チェーンソー3台を

購入しております。節2 2補償補てん及び賠償金は、立野線の通行止めにより日帰りのデイサービスを受けておられた方を短期宿泊で対応してもらうことに伴う補償費となります。目3道路新設改良費ですが、節1 3委託料につきましては、天神2 7号線の地籍測量図作成の委託料です。節1 5工事請負費は、川瀬中島線、江島田頭川線、市口築串線の改良工事分となります。節1 7公有財産購入費は、6路線、川瀬中島線、須恵深田線、吉井下道線、天神2 7号線、市口築串線、薬師堂線分となります。節2 2補償補てん及び賠償金については、須恵深田線の移転補償費の前払い分となります。翌年度へ繰り越す翌年度への繰越明許費は、須恵深田線の移転補償費の完了払い分と薬師堂線の移転補償分となります。目4道路改良費です。次のページをお願いいたします。節1 3委託料については、黒田古町線家屋調査と古町永才線、前田橋の実施調査分です。翌年度へ繰り越す繰越明許費は、古町永才線、前田橋の詳細設計分となります。節1 5工事請負費ですが、交付金事業で行いました通学路整備事業の堂の下線と今井中学校線分となります。節1 7公有財産購入費は、今井中学校線、古町永才線の歩道整備事業に係る分となります。節2 2補償補てん及び賠償金は、今井中学校線の電柱移転分となります。繰越明許費繰越明許分は、今井中学校線の道路整備工事に伴う補償費分となります。款3河川費の目1河川総務費ですが、節1 3委託料は、樋管操作員委託料につきましては、球磨が樋管操作1 9樋門に係る委託料です。県河川除草委託は、県管理河川7河川の除草委託料となります。節1 4使用料及び賃借料につきましては、畑ノ田川の護岸補修に係る機械借り上げ料となっております。9 5ページをお願いいたします。目2河川改修費です。節1 5工事請負費ですが、宮原川の浚渫、覚井川、免田川の護岸補修工事分となります。節2 2補償補てん及び賠償金は、宮原川護岸補修工事に伴う補償費となります。次に、款4公園費の目1公園費です。公園費につきましては、岡留公園、向町親水公園、中島親水公園の管理に係る費目となります。節1 1需用費の修繕料は、岡留公園の遊具の修繕や管理機械トラクターなどの修繕に係るものが主となります。節1 3委託料は、岡留公園整備に係る測量設計委託料、そして公園内の樹木伐採委託料、そして遊具の保守点検委託料となっております。節1 5工事請負費については、岡留公園の整備分の工事となり、工事分となります。目1住宅管理費ですが、次のページをお願いいたします。はい、節1 1需用費の修繕料は、入居者の修繕依頼によるもので、団地の躯体関係の修理や設備に係る修繕などとなります。例を申し上げますとトイレタンクの漏水とドアの修繕等となります。節1 3役務費の主なものとして、建物災害保険料となります。節1 3委託料、こちら主なものとして浄化槽管理委託料となります。次のページをお願いいたします。節1 8備品購入費は消火器3本分でございます。こちら二子団地分で購入しております。目2住宅建設費でございますが、節1 3委託料の設計委託料は、二子団地の改修工事設計業務と上西団地の改修工事と新堀之内団地の工事に伴う管理業務委託分となっております。節1 5工事費請負費は、上西団地3、4、5号の外部改修工事と内部改修工事、そして新堀之内団地の1工区から4工区までの屋根外壁工事、併せまして竹野団地の1棟分の解体分となっております。1 2 1ページをお願いいたします。中ほどの項2公共土木施設災害復旧費の節1 3委託料は、昨年の豪雨により災害が発生した3カ所の測量設計業務の委託料です。皆越線、櫛木川、松ヶ野川でございます。節1 5工事請負費は2カ所、皆越線と立野線の災害復旧工事分となります。翌年度へ繰り越し、翌年度への繰越明許費は櫛木川の災害復旧工事を繰り越しております。備考欄の繰越明許費は昨年度から繰り越した。4カ所を堀川、皆越線の1工区2工区、立野線の災害復旧工事分となります。以上で建設課所管の説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 上下水道課長。

●上下水道課長（林 敬一君） はい。それでは、上下水道課所管分を御説明いたします。まず歳入でございます。1 5ページをお願いいたします。目の2段目の目3衛生費国庫補助金、節1保健衛生費補助金、浄化槽設置交付金でございますが、浄化槽を設置された個人に対し、国県町それぞれ3分の1ずつ負担し、浄化槽設置の補助を交付しておりますが、その国庫補助金分を受け入れたものでございます。次に、1 7ページ

をお願いいたします。目の下段の目3衛生費県補助金、節1保健衛生費補助金、備考欄の最上段の浄化槽設置事業費補助金につきましては、先ほど、国庫補助金と同様、個人が設置した浄化槽に対し交付する県補助金分を受け入れたものでございます。次に歳出でございます。70ページをお願いいたします。こちらは、目3環境保全費の続きでございますが、節の中ほどの節19負担金補助及び交付金の2行目、浄化槽設置整備事業補助金は、個人が設置された浄化槽6基に対しトイレの改造費等の補助金を加えて交付したものでございます。それから3行下の合併浄化槽維持管理費補助金については、令和元年度からの新規事業としまして、下水道処理区域外の合併浄化槽設置のご家庭に対し、下水道使用料相当額と合併浄化槽維持管理費の差額を補助したものでございます。279件に補助をしております。次に、73ページをお願いいたします。項1保健衛生費の続きでございますが、中ほどの節9水道費、目9水道費、節19負担金補助及び交付金は、水道事業会計の補助金ですが、水道事業の収益的収入として、総務省の地方公営企業繰出金基準相当額を繰り出したものでございます。節24投資及び出資金は、水道事業特別会計への出資金として繰り出したものでございます。97ページをお願いいたします。目の下段の目1下水道費、節28繰出金、下水道事業特別会計繰出金、主に下水道事業の公債費の償還に充てているものでございます。上下水道課関係は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 追加説明はありませんか。説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑は各課ごとに行っていきます。それでまだ質疑が足りないようであれば、一括で質疑をしていただく時間を設けたいと思います。それでは最初は会計課分です。質疑ありませんか。ありませんか。次は、総務課分です。質疑ありませんか。溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男君） 総務課にページの31ページの区の運営費についてちょっとお伺いしますが、条例の第2項には、第2条ですね。各区の運営及び事業の経費の一部に対し助成金を交付する。そして2項に前項に定めるもののほかに、各区の自主防災に要する経費の一部に対して助成金を交付すると。これ分けてしてありますが、この助成金の額というのは、別表で均等割と戸数割としてあるんです。これは私が1回一般質問した経緯があるのかなと思うんですが、27年に改正したんですね。ほいで、この金額を多分改正されたと思う。要は、お伺いしたいのは、この2項にですねある各区の自主防災に要する経費の一部に対し助成金を交付するとしてあるわけですけども、これはどういうふうに見ればよろしいんですか。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） はい。区運営助成金の件についてでございますが、議員御指摘のとおり、交付要綱の中で、その二つの項で助成をするということを定めております。今の御質問の中にもありましたとおり、自主防災組織に対する助成もこれは改正によって規定したものでございます。現行の区運営助成金、均等割戸数割でございますが、これにそれぞれ自主防災組織の活動に助成するものを含めて改正を行ったものでございます。その経緯を申し上げますが、やはり災害がこのように頻発、重大化する中で自主防災組織の必要性が高くなったというものでございます。以前は各自主防災組織への助成を行うそれぞれに必要なものを助成するという制度を設けておりましたが、なかなか申請がございませんでした。それを一律に、各区でもうすべての区で防災組織をつくっていただいておりますので、この均等割と戸数割の中で、運営助成金として交付を改正によって始めたところでございます。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男君） 私どもの区も今年から自主防災活動費という支出の項目を改めてつくってやるようにしたわけですね。というのはやっぱり自主防災の組織をつくってやはりより活発な意思の改革をしていかにかい部分と活動していかにかい、やっぱり費目をつくることによって意識が変わってくるというふう思ったわけですね。そういうふうな形にしましたが、以前はこの中にそういうものが入

ってるとはいうふうな理解をしてなくて、活性化交付金があったんで、その活用をこちらに持ってきて自主防災組織の活動ということでやってきたいという思いがあるわけです。私はせっかくですねここにこういうふうにあって、そしてなおかつ町長が今言われるようにいろんな形の中で共助というのを強く訴えておられます。ですから、やはり今からはそういうことであるならば、やはりこの助成金の中にも自主防災に分類を別にしてですね、私は説明を区長さん方にもしたほうが、これに一括入れてますよってという説明よりは、私はやっぱり町としては自主防災組織に対してもこういう積極的な支援をしますよって言えるのではないのかなと思うわけですね。4万円で足らなかつたら、私はその活動自体ではもう自主防災組織がそれぞれにでき上がってますから、これからは私は必ずこれ各行政区の組織が動き出します。今回の経験で。そうなるんですね、私はある程度区のお金は、ある面必要になってくると思うんですね。活性化交付金も、もう来年でほとんど消えてしまいます。だから何らかの手当てというのを私は共助の部分で、公的資金お金はある程度の支援というのは必要じゃないのかなというふうに思うんですけども、いかがお考えですか。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） はい。この区運営助成金27年の改正で、当年度からそのように執り行っておるわけですが、確かに今おっしゃられましたとおり、自主防災組織の役割というものはかなり大きなものがある、それはもう行政としても認識しておるところでございます。現に今回の7月豪雨の際には、町の公助の部分と、共助の部分、特に公助でのなかなか手が届かないといいますか限界があるという部分が見えました。ですから自主防災組織、共助の部分がやはり重要であるということを再認識したわけございまして、災害対応の中でも、やはり浸水被害をとどめるための土のう等の不足がかなり電話がありました。公助ではそれはなかなか消防団でも対応が難しいということで、自助共助でお願いしますということをお願いしたんですが、なかなか今回の雨ではその部分の機能が発揮できなかったというものでございます。当然共助を行う上でも、幾ばくかの金額といいますか事業費は必要になる。これも承知しておりますので、現在はこの4万円等と均等戸別割ですねという形で自主防災組織の運営費もしておりますが、今回自主防災組織の連絡会議も設置いたしました。その中で、しっかりと町もその共助の部分をお願いします。そのためにいろんな意見を出し合いながら作りあげていきたいと思いますというスタンスではおりますので、やはりその中で進めていくためには、町からの助成等もあわせて検討していく必要があります。今議員がおっしゃられましたとおり、前回の区長会の中でも、この運営助成金の内訳についての御質問がございました。もう御指摘のとおり、この詳細な金額が町のほうからもなかなか示していなかったというものも反省すべき点かと思えます。今後は自主防災組織の代表者連絡会議の中でしっかりと共助、また公助についての意見を取り交わしていきたいと考えているところでございます。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい。私も区長をしているときに、この区の運営助成金の申請をするときに計画書を書くんですが、その時に担当のほうからですね、いろいろと説明を受ける中で、その中で自主防災組織の活動とか、あるいはいろんな区での行事とか、そういうものを書いて出した覚えがあります。また報告書も実際やったそういうような自主防災組織についても、どういうことをやった、何人参加した、そういうものも書いて出してありますので、今でも担当がそのような指導をしながら、この区運営助成金についてはですね、やはりそのそれぞれ区の独自の活動方針もあるでしょうから、その中でバランスよくいろんな活動をしてもらう中に、自主防災組織の活動というものも入っているものと私は理解していますが、またそれは帰りましてから担当にもよく聞きまして、自主防災組織のほうにもですね、今後ウエートを置いていくようにしたいと思えますし、今課長が話しましたように、やはりこれから本当に共助の部分で自主防災組織の役割ちゅうの担う役割が大きくなってきますので、そういうところもきちんとまた把握して行って、今後の方針



もう少し見直すべきところがあれば見直していきたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 他にございませんか。小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい、今の溝口議員の質問にちょっと何か関連してきてしまうんですが、ページ19ですね19ページ。目7ですかね。消防費の補助金の中で球磨川水系の防災減災ソフト対策、これの県の基金事業だと思ってるんですが、これにつきましては恐らくすいません、中途半端な記憶ですけど、何か期限がありましたですよね。これについて説明でなかったかと思えますから、確認したいんですが、あと何年あってですね、あさぎり町の枠といいますか、これまだ引き続き続くんのかということと、もう一つ今回新たにまた基金云々ってあれはまた別もんだと思うんですけども、こういった今の現在のソフト事業に充当するようなこの県の基金事業が今後まだ可能性としてあるのかどうかその付近をちょっと今のおわかりの範囲でですね、教えていただければと思います。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） はい。球磨川水系、防災減災ソフト対策事業費につきましては、平成27年に基金を設立され施行された事業でございます。基金額は10億円を積み立ててその中で事業を推進していくというものでございまして、おおむね10年の事業計画でございます。そのことから、事業期間は令和6年度になるというものでございます。あくまでもおおむねということでございます。10億円について、各市町村への配分といいますか、というものはなされておられません。年次計画によって要求した額をその年その年で配分をしていくということで、あとどのくらいあさぎり町ということとはわからない部分でございます。それと、これは熊本県の今回の豪雨を受けての補正予算の中で、このソフト対策事業の基金の名称を変えて復興基金として30億円を積み立てるといものが報道で私は確認しております。当然復興でございますので、もう少しこのソフト事業対策の範囲が拡充するものは想定されますが、まだ具体的な情報は入ってこないところでございます。この基金にかえてということは示されておりましたので、同じような防災減災につなげる、またあわせて復興を進める事業だと現在のところでは考えているところでございます。

◎議長（徳永 正道君） 小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい。私もうろ覚えで現在の基金ですね、非常にちょっと言葉悪いですけど、自治体間での取り合いですね、という部分があると思いますので、あと残額はいくらかわかりませんが、今先ほどの議論でもありましたけども、今からそういった自主防災組織も含めて、そういったソフト事業に対する財源としてですね、これ非常にうまく使えば非常に町村としてメリットがある部分がありますので、ぜひこういう言い方したらいかんですけども、よその自治体にとられる前にという表現はよろしくないんですが、使える、要するに今やろうとしているのに財源として充て込めばいいというような部分ですので、ぜひ検討いただいていると思いますがですね、積極的な活用をしていい制度じゃないかなと思っておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。あと別件で1点、もう1点お尋ねをしたいと思ひます。総務管理費の中でそれぞれ職員さん特別職も含めてのですね旅費等もございしますが、1点これ確認でお尋ねをしたいと思ひます。昨年度の秋ですか、球磨郡の町村会で町村長さん方の研修を視察をされたという中での、これは未確認ですので、そういう話があるということで確認でお尋ねしたいんですが、町長につきましては後半のほうが他の町村長さんと別の行動されたというふうにならざるにちょっと聞いているところがございします。その付近が何か具体的な御説明ができる範囲であれば、御説明をいただいて、そしてそれが町村会のほうともですねちょっと調整はできてるんだと思ひますが、その付近一般住民の方からちょっと若干疑念があるような話もあつておりますので、その辺の御説明をまず総務課長か何かその辺の具体的な部分がありましたら、あるいはもう町長御自身からでも結構でございますので、御説明いただければと思います。

◎議長（徳永 正道君） 町長。



●町長（尾鷹 一範君） 昨年の9月25、26、27日に町村長の研修で四国に行きました。この話ですよ。1日目は新八代駅から新幹線に乗りまして岡山を通過して、香川県の直島というところで、今非常にアートとかいろんなことで有名などころがありまして、そこに研修をしまして、その日は高松市内のホテルに1泊しました。翌日はそこをでまして徳島県の上山町というところに、IT企業で非常にサテライトオフィスとかもういろんなところで紹介されているところですけども、いろんな農業でも面白い取り組みをされてまして、実際私が帰ってきてから農業振興課もその農業のほうで研修に行った行ってもらったぐらいですけども、そこの研修をして、そしてその日は徳島市内に入って、そこで1泊しました。翌日はこの研修のほうは、午前中に徳島には御存じだと思いますが、大塚製菓の創業者の出身ということで、あそこには大きい大塚美術館というのがあります。美術館を見学して、これずっと異動はバスですけども、淡路島を通過して、そしてお昼の新幹線で帰るというようなスケジュールでした。で私は、ちょっと知り合いがいてまして、そこで出発前にいろいろ電話で、今度は徳島にこういうことで行くという話をしながら、私の知り合いが大塚製菓の営業マンをしまして、そのあと退職して今徳島に住んでるわけですが、美術館見るんだったらおれが案内してやると。ほんとに大きい美術館で、地下二階地上三階だったと思うんですけど、俺が案内していいところをずっと見たほうがいぞでも言ってくれましたし、友達とも久しぶりでしたので、町村長にもお話をして、私は自分で回りますというようなこととお話しして、私は3日目の朝、皆さんがもうその美術館を見て帰られる朝に、皆さんたちとお別れして、したわけです。そのこと別の別行動というのは、そのことだろうと思います。

◎議長（徳永 正道君） 小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい。ちょっと総務課長に確認をとりたいんですが、今の町長の御説明の中の行程の中でですね、要するにあさぎり町としての公務出張の規制等に関して、あるいはあさぎり町に限らずですねちょっと大きさに言うと議長云々も含めてですね、そういうのに特段の問題とか課題はなかったのかどうかを確認したいと思います。もう3回目ですからお答えいただく前に申し上げておきますが、私はこれですね、私個人的に制度的に恐らく総務課長の御回答もですねあんまり法律上制度上は、違法性はないというふうに私は私個人的に現時点で思っております。ただ、あえてこれをもうこの場で申し上げているのはですね、そういうのなかなか一般住民の方も詳しくは御存じない部分があるし、それはおかしいんじゃないかというふうな疑念を持たれる部分もあってこういう話が出てくると思うんですよ。ですから、あえて私は町長に向かって申し上げることでもないかもしれませんが、よく言われますね、いかに冠を正さずみたいな言葉ですね。いろんなこの件も含めて、私が確認の意味でいろいろ見た範囲では、こういったことはいろんな日本全国、その都度都度あって、あってというか、結局最後は、職員我々も含めてあるいは職員の皆さんも含めてあるいは特別職の町村長さん方も含めて、結局最後は倫理感の問題になってくるという話に行き着くんじゃないかと違法性があればもう別問題ですけど、そういう部分も含めて後ほど町長からもお答えいただきたいんですが、繰り返しですがこの場で申し上げてるのはそういうことを住民の方が感じておられる方が少なからず、少なくともおられるのは事実なんですよ。ですから、あえてこの公の場でですねお尋ねをしまして、町長からも説明していただきましたので、その付近をきちんとお答えをいただくのはかえっていいのかなと、もぞもぞとしくよりもですね、そういう意味も込めまして、この場でちょっと出させていただきましたので、その付近を含めてお答えをいただければと思います。よろしく願います。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） はい。では私のほうから、規定といいますか、旅費も含めての取り扱いについて御説明いたしますが、本来、旅行命令書によって、私たち職員も出張するものでございます。その出張とあわせてといいますか、出張後に私事旅行私事の旅行をするというものも、これは事前に出張の命令権者か

ら承認を受けた場合には可能となっているものでございます。これは私事旅行をしているまたは、遠隔地に滞在している者が出張する際、そして出張した後、私事旅行に切りかえる二つの方法がありますがどちらも、事前に旅行券者ら承認を受けた場合には可能ということになっております。旅費の取り扱い等についても、私事旅行からの赴任、出張への赴任というものの規定は、町の規則にもございますが、その逆のパターン、出張後のものはございません。これは国の国家公務員の旅費に関する法律も同じような規定ぶりでございます。国は運用によって旅行、旅費の計算等の取り扱いを定めております。よって、町も国庫準拠の原則がございますので、同様の取り扱いをしこの支持旅行に係る分、それに関する当然それには旅費は出しませんが、その際での旅行命令の取り扱いを取ったところでございます。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい。私もですね、5月に就任しまして9月のことで、ちょっと後で中か旅行一定井田町村長さんと別れときですね、2番目の夜の懇親会ちゅうか、夜の食事が始まる前に、町村長さんたちにおわびしました。本当にちょっとこれは私も軽率な行為でしたと、やっぱり皆さんと一緒に来た以上は最後まで行動共にして、最後まで帰るべきでしたと。ちょっと軽率な行動でしたので、以後はもうこういうことがないようにしたいと思いますちゅうことで、町村長さんにはおわびをしているわけです。もう行事が既に進んでましたので、そこで気づいたんですが、そのときだけは、3日目の朝に皆さんとおわかれをしたというところなんです。それとちょっと言い訳になるかもしれませんが、一応すべての行事は最後の日の美術館だけは、自分で回りましたが、一応すべての行事が進んでいるからいいかなというような、一つの自分かつてのは安心感もあったのも事実です。ただ旅費については、余分な旅費は使っておりません。もう4翌日4日目、要するに金曜日に皆さんが3日目で帰られて、翌日が土曜日で、公務入ってませんでしたので私は土曜日に帰ってきましたけれども、そこからは徳島から新八代までの普通、予定どおりのコースで帰ってきましたので、そこから余分な移動とかですね。そういうこともしてませんし、要望に1泊とまった分の旅費も自分で支払っておりますので、余分な公費は払ってないと私は思っています。たださっき言いましたように、やはり団体行動ですから、これからはきちんと最後まで行動をとりたいと考えております。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 他にございませんか。質疑の途中ですがここで10分間休憩をいたします。

休憩 午後2時40分

再開 午後2時49分

◎議長（徳永 正道君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。次は企画財政課分です。質疑ありませんか。難波議員。

○議員（3番 難波 文美さん） 3番です。企画財政課にお尋ねします。今回ですね、ふるさと寄附金が1億5,000万を超えたということでたくさんの寄附をいただいております。で、この活用方法が5項目ということであるあさぎり町のふるさと寄附金条例にも定められておりますが、五つの活用項目についてのですね、この寄附金の割合振り分けの割合というのはわかるんでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 企画財政課長。

●企画財政課長（船津 宏君） はい、お答えいたします。ふるさと寄附のですね、活用状況についてですけども、ふるさと寄附を受ける際に、六つの指定区分をいただいております。6番目は指定なしでありますけれども、まず最初の若者が残れる元気な産業が息づくまちづくりに関する事業、こちらがすいません、いずれも平成30年までの実績の資料でお答えさせていただきます。最初のまちづくりに関する事業についての割合が9.3%。2番目の健康づくりの輪が広がり、人が生き生きと輝くまちづくりに関する事業も同

じく9.3%。3番の助け合いに満ち安全安心快適が広がるまちづくりに関する事業も9.3%。4番目の親子の笑顔があふれ、子供が明るい未来に羽ばたくまちづくりに関する事業が56.7%、地域のオンリーワンが輝き、人が触れ合うまちづくりに関する事業が4.0%、6番目の指定なしの分が11.4%ということで、これまで配分をさせていただいております。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 難波議員。

○議員（3番 難波 文美さん） はい、1番から5番まで出ておりまして、1番2番3番というのが9.3%同じ割合になっております。4番目が56.7%ということで、活用に親子の笑顔があふれ子供が明るい未来に羽ばたくまちづくりということで、ここは児童生徒に対する教育への寄附金の活用方法というふうにお見受けしておりますけれども、教育この活用のですねパーセンテージはどのような形で決められているのでしょうか。今回特に寄附金が大きくなっておりますので、これは平成30年度までの実績ということで今伺いましたけれども、今後ですね、どのような考えで振り分けをされていくのか、現時点でお考えがあればお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 企画財政課長。

●企画財政課長（船津 宏君） はい。この活用のですね、分配の方法につきましては、庁内で予算編成を行う際にですね、基金の充当先をかんがみまして、例えば、今お尋ねの親子の笑顔があふれ子供が明るい未来に羽ばたくまちづくりに関する事業でありますとおおむね毎年子供育成奨励支援金、それから出生祝金、それからあさぎり中の図書購入費、それから学校ICTの機器のリース料等に振り振っております。町内のですね中で、この基金を活用するのに適切な事業というのを勘案をして、今のところは、予算編成時にですね基金を割り当てているというふうな状況です。

◎議長（徳永 正道君） 難波議員。

○議員（3番 難波 文美さん） はい、これはあくまでも平成30年度の実績ということでしたので、今回決算も出まして、大きな寄附金をいただいたということで、これまで子供のためにということで割合が大きく出していただいているこの4番目の活用なんですけれども、やはり高齢者とかですね、そちらのほうにもこれからはちょっと振り分けの割合なども大きくなってくのではないかと思いますし、今回災害もございましたので、この数字をですね、これからまたしっかり精査していただいて、適切な活用といいますか、効果的な寄附金の活用をすることが、やはりあさぎり町に寄附をしていただいた方へのお返しにもなると思いますので、これからもよろしく申し上げます。

◎議長（徳永 正道君） 企画財政課長。

●企画財政課長（船津 宏君） はい。先ほどまで説明しておりました分につきましては、平成30年度まで、それから平成31年、令和元年度も2,000万円を振り振っております。今議員御指摘のようにですね、今年につきましては、臨時災害の臨時寄附金もありましたので、この件についての活用についてはまた別途検討しなければならないと思っております。それから令和2年度につきましては、これまでの2,000万円としておりましたが、本年度からは1億円を充当していきたいと思っております。ただ今年度の予定にはですね、高齢者向けのものが特段入ってはおりませんが、例えばわかもん検診事業とかですね、それから健康政策マネジメントの支援とか、そのようなものにも充てております。御指摘のように、高齢化率もですねかなり上がっておりますので、そういうことも御意見も伺いながらですね、今後の分配配分に検討を入れていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

◎議長（徳永 正道君） 他にございませんか。小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） 1点伺いたいと思います。ページは33ページのですね、財務諸表作成支援業務支援委託料について伺いたいと思います。これ毎年思うんですけど、このホームページに今年も30

年度の財務諸表の公表がなされておりますけど、これをもとに公表して、これをどのように活用されるおつもりなのか。先進地で宇城市がございまして、あそこはもう平成17年に合併をして、平成30年に当たっては、資産の白書をですね作成し上げて、施設別バランスシートとか行政コスト計算書を用いて、行政を運営しておりますけど、合併したということ同じ条件なんですけども、うちの町の場合はですね、そこ辺今年度の場合も諸表の作成はしますけど、それをどう使うのか、今後どのように展開していくのかということについて、毎年なんか途中で止まっているような感じがいたします。今回宇城市に職員さんが行かれて勉強されてきたということでございまして、やはりその辺のですね、どのようなその違いを感じてこられたのか、それについて伺いたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 企画財政課長。

●企画財政課長（船津 宏君） はい。財務書類の公表につきましては、御指摘のようにホームページのほうに公開しております。つい先月だったですかね、財政主管とそれから行革担当と沖松補佐が宇城市のほうに行っておりますので、ちょっと概要だけ説明をさせたいと思いますのでよろしくお願いします。

◎議長（徳永 正道君） 企画財政課長補佐。

●企画財政課長補佐（沖松 勝彦君） はい。ただいま小見田議員からですね、お尋ねがありました財務諸表の活用についてということで、これに関連してですねあさぎり町におきましては、行財政改革の先進地研修として、去る8月4日の日に宇城市のほうに研修に行かせていただいております。あさぎり町の財政状況ですね、今後考えましたときに、やはり先進地の事例を参考にしながら、町のほうで具体的な取り組みをどう進めていくべきか、そういったものを参考にするために研修をさせていただいております。その中で今回感じました内容としましては、二つあるんですけども、これはどちらかという、行革にかかわる部分になります。通常、町の町民課においてですね、住民票あるいは戸籍謄本等々、証明書の発行業務を行っておりますが、実はもう宇城市のほうではですね、いろいろそういったコンビニの住民票の発行等を既にされてるという状況でありました。しかも窓口での手数料なんですけども、通常300円で交付がなされますけども、実は宇城市の場合は150円で交付をされてるというようなことでした。理由としましては、職員が対応するのではなくて、コンビニのほうで交付をするということで、そういった人件費部分を削減してといたしますか、減額して交付をされてるというような理由のことでございました。ただし、この行政からのその分の補てんが必要になりますので、当然その経費としては、その人件費分がその分差額補てんということで、ペイするののかということはまだまだ詰める必要があるかもしれませんが、やはり住民サービス利用される町民の方が利用度っていいですかね。機能性に富んだ行政サービスであれば、その負担が適切な負担であるというふうに理解されればですね、それを正しい判断がつかないと思いますけども、そこら辺は今後あさぎり町においてもですね、町民課等と検討していく必要があるかなというふうに感じて帰ってきたところです。また今度は支払い業務の件ですね、例えば宇城市の場合では市の税金であったり、あるいは保育料、そういったものをですね、スマホ決済といいまして、ペイペイやラインペイという要はスマホの決済機能を活用した支払いも、取り組んでおられるという状況でした。いわゆるキャッシュレス化をすることによって、窓口の支払い業務を軽減されますし、そういったことで、住民サービスの向上を図ると、そういった取り組みがなされておりました。もう一つは、いわゆるこれは職員向けですね、特にコロナ禍におきまして、3密を避けるということがよく叫ばれておりますが、職員においてもですね、テレワークといいまして、要は自宅のほうで勤務ができるようなスタイルを試験的にやってみるとか、そういったものも取り組んでおられました。具体的な方法としては、ノート型パソコンで、仕事がやれる環境をということでされておりますけれども、まだまだあさぎり町の場合でいきますと、いわゆる起票の部分として、決裁をもらうためには、紙ベースで当然その町長までの決裁という印鑑での承認をいただくような形になっておりますから、なかなかそ

こら辺がペーパーレス化にシフトしていかないと、リモートワーク、テレワーク等がですね、進められないかなというふうに感じたところでございます。そういったところが今回ですね、宇城市のほうで研修をさせていただいた内容ですけれども、要は、スマート自治体をどう取り組んでいくのかっていうことが、今後ですね、行政改革にも、かなりこの効果があるのではないかとこのところを感じて帰ってきたところでございます。私から以上です。

◎議長（徳永 正道君） 小見田議員。

○委員（小見田 和行君） はい。大変、貴重な研修結果聞かせていただきました。宇城市をですね我々もちょっといろいろ調べさせてもらったときに、合併3年間ぐらいで1人当たりの資産とか、1人当たりの行政コストとかを出して比較したのが宮崎県の日向市と比較して高い低いを見て、それに向けて努力したということは伺っておりますけど、要はそれをもとにするのもやはり複式簿記をもとにしているということで、早くそういう公会計に移ることが、やはりその行革に直結するものと思っておりますね、やはり今おっしゃったような内容も多分行政のひとつひとつのコストがもう把握できているし、また施設の施設ごとのコスト計算も多分できている。そのもとにやっぱり固定資産の台帳の整備とか、そういう簿記から出てくるものから、多分そういうことが含まれてるんだなっていうのは大体推測できるんですけど、あそこは仕分けもですね複式の場合に日々仕分けが必要になりますけど、仕分けについても日々仕分けが人で、職員がしなくてもいいような仕組みになっていると聞きましたがそのへんのことは研修されましたか。

◎議長（徳永 正道君） 沖松企画財政課長補佐。

●企画財政課課長補佐（沖松 勝彦君） はい。仕分け等の業務についてはですねまだ具体的にはお尋ねをしておりますが、一つ研修で学んだことっていいいますのは、通常ですね、パソコンで入力をするという作業はありますけれども、こら辺をA I O C Rという、例えば町民課の窓口あたりでは、一つ一つの申請書に申請される方のお名前を書かれるかと思えますけれども、そういったお名前がA I のO C Rで読ませることによって入力作業が軽減できるとか、そういった先進的な技術もですね施行されてるということで聞いております。またR P Aという新たなその何と申しますかね、入力作業をパターン化して効率化を図るというような、機械化させていくっていうやり方もあるということですので、そういった先進的な取り組みをですね、あさぎり町に置きかえて導入が可能なのかどうかをやはり今後検討していく必要があるかなというふうに思っておりますが、先ほど議員が御質問されましたいわゆる公会計に伴う仕分けシステムとか、そういったところはまだまだ今回の研修の中ではですね、把握はできておりませんでしたので、御報告させていただきます。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 企画財政課長。

●企画財政課長（船津 宏君） はい。今回の視察はですね、主に行財政改革の方面を中心に伺った関係で、ただ聞いたところによりますと、日本生産性本部のトータルシステムっていうものを入れておまして、総合計画と事務事業評価の連結を図ったりとかというふうな取り組みもなされております。それから議員最初にお尋ねのですね、この財務諸表の公表とそれにこの活用ですね、についてなんですけれども、あさぎり町の特徴として資産が多くて老朽化が進んでいるものが多くありまして、これをですね今後どのようにしていくかということで、今回、これまでにですね、その固定資産台帳の入力等が徐々にできてきたところで、議員御指摘のような行政コストの掌握ができつつあるのではないかと感じておるところです。ただ、実際に今お話がありました日々仕訳方式についてですね取り組むということになりますと、現実問題としてこの財務諸表、書類のですね作成に至るまでが5月に出納閉鎖を行いまして、6月から決算統計表の作成をし、大体固まるのが7月ぐらいで、それから財務諸表の作成に入りまして、それまでに総務課さんと担当課の職員で固定資産台帳の年次ごとの変更分について、職員が個々に有力作成していくというような今段階でございま

すので、システムそのものをですね、日々仕訳方式のできるシステムの導入等もこれから検討していかないと、そこについて今年度の決算にですね、間に合わせれば非常に翌年度の予算編成にも、活用できるんじゃないかっていうのは想像しておりますが、現段階ではなかなかその辺が難しいところかなというふうに考えております。それと、一昨年ぐらいからですね、議員御指摘のようにですね宇城市のように貸借対照表あたりを住民1人当たりの資産に例えた、何ていうんですかねアニメじゃない表現に置きかえて表示させていただいたり、それから資金収支計算書のほうについては家計簿に例えてですね表現をさせていただいたりしている工夫はあるところでして、もともとその財務諸表にというのが一般の方からするとですね、なかなか見方そのものがわかりにくいということから、ホームページの公表に当たってですね、コンサルとそれから当時の担当とのほうで研究をしまして、まずはわかりやすく表現するというふうなことを取り入れたところで、これからはですね、将来の見通し等についての分析も当然やっておりますので、その辺のコメントもできる限りは考えていきたいかなというふうに思っているところです。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） はい。もうかなり努力していただいてですね、前進化しているものと期待をしていますが、やはり宇城の場合はセグメント分析もして、将来の建物に対する更新とかいろいろ費用に関しても把握して貸借対照見たときのさっきおっしゃるように資産の合計と減価償却累計額あたりとそれから基金とかの比較をしたときですね、将来の負担というのはバランスシートで見えるわけで、あとの3表見たときもそういう将来の負担等が見えてくるわけでございますので、できるだけ早く複式簿記のほうに移行されましてですね、すぐとはいかないんでしょうけど、予算とか決算にそれを使えるようにいずれはしていただくと思うんですけど、そのほうがやはり議員だと現表見たときに分析は可能だと思いますけど、住民さんにはですね確かにかみ砕いたもののほうで公表が必要だと思いますけど、やはり要は今年使えるですかね30年度でも財政においては関連性がございますので、その使わないことはないんでしょうけど、できますればその当年度の前年度の決算はもう財務諸表を持って、決算もまた翌年度の予算に望めるようになること望んでおります。努力をお願いします。

◎議長（徳永 正道君） 企画財政課長。

●企画財政課長（船津 宏君） はい。できる限りそのような方向に持っていきたいと思っておりますので頑張らせていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

◎議長（徳永 正道君） 他にございませんか。永井議員。

○議員（9番 永井 英治君） 9番です。ページは38ページですね地方バス運行等特別対策補助金とくま川鉄道経営安定化補助金、これ両方とも少額ではありますが前年度よりも減りました、減額できましたというような説明がございました。まずその要因というのはどういうものがありますか。

◎議長（徳永 正道君） 企画財政課長。

●企画財政課長（船津 宏君） はい。先ほどの説明でですね、地方バス運行等特別対策補助金につきましては、2,676万8,000円で、前年度が2,759万7,000円でございます、82万9,000円減少しております。これはですね、一般質問のときにもちょっとお答えしたかと思うんですけども、球磨人吉管内ですね、バスの運行に関する市町村の負担でございます、その計算方法があるんですけども、一部町村ですね、路線が短縮されたりとか、それから球磨村さんがもう一括で別途扱いになっていることから負担金が発生していないということで総額が減少しております、その分があさぎり町の分も減っておるものです。それから次に、くま川鉄道経営安定化補助金につきましては、今年度が1,763万5,000円で、昨年度が1,861万8,000円でした。昨年度より98万3,000円減少しております。これも先ほど御説明いたしましたが、年に2回に分けて、経営安定化分と要するに前年度の赤字補てんとい

いますか足りなかった分、とそれから施設整備にかかった分を先ほどのバスと同じように、市町村の割合で請求があるものでして、この施設整備分がですね、元年度についてその前の年ですので施設整備分の総額が減ったために、全体の補助金請求額が減少し、あさぎりの負担分も減額しているというものです。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 永井議員。

○議員（9番 永井 英治君） 一般質問のときにはそれは言われたということで答えられたということで失礼いたしました。くま川鉄道経営のほうのですね、施設整備のほうが少なくなったというのは例の列車を改造されたあれが、それが前年度だったということだろうといずれにしてもくま川鉄道が今普通になっております。この前は町長のお話でもありましたけれども、数年かかって復旧ということになろうかと思いません。こういった安定化補助金、少しでもですね町村の負担にならないように、そういったところで、これはくま川鉄道の理事ですかね、町長でございませうけども、そういったところで御努力はよろしく願い申し上げます。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい。今、くま川鉄道が不通に災害によって不通になっております。これを復旧するというので、国の支援で復旧することをするというので決定はしておりますが、今後ですね、こういうバスと鉄道とあさぎりにはデマンド交通がやっぱり今後はベストな組み合わせを考えていかなければいけないんじゃないかと思えます。そういう議論が少なからず近いうちに始まるのではないかと思っております。

◎議長（徳永 正道君） 他にございせんか。小出議員。

○議員（6番 小出 高明君） はい、6番小出です。42ページの節の15工事請負費の防災ラジオについてお尋ねします。今回の7月豪雨、そして最近の台風10号、その防災ラジオの効果が出たと思えます。その中で、白髪岳に上がる途中に千望、基地がありますが、そこまでの区間に、土砂崩れとか倒木等の被害が出なかったのかお尋ねします。

◎議長（徳永 正道君） 企画財政課長。

●企画財政課長（船津 宏君） はい。防災ラジオの設置までがですね、企画財政課で所管いたしまして、運用からは総務課のほうの所管になっておるところです。特段、防災ラジオのアンテナの千望展望場ですかね。あとこれまでにについては、大きな損壊等は聞いておりませんが、ただ被害状況の報告の中でですね、川南水源地あたりについての土砂の崩壊等が崩壊といいますか、林道から作業道からの流入があった写真等はお見せいただいたところですがけれども、特段防災ラジオに何か影響があったというのは聞いておりません。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 小出議員。

○議員（6番 小出 高明君） あとは総務課ということは知りませんでしたが、続けて今の件について質問させていただきます。今後ですね台風大型化になってくると思いますが、やはり危ない区間については、そういった電線等の埋設等も今後計画的に考えていったほうがいいんじゃないかというふうに思いますが、その点について計画できるかできないかお尋ねします。

◎議長（徳永 正道君） 企画財政課長。

●企画財政課長（船津 宏君） はい、確かに御指摘のリスクはあるかと思えますけれども、今の時点ではですね、恐らく膨大な経費等が想定されますので、御提案として受けとめさせていただくということでよろしいでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 他にございせんか。山口議員。

○議員（8番 山口 和幸君） 8番、山口です。課にお尋ねをいたしますが、その前に、今回昨日でしたか、代表監査委員のほうにお尋ねいたしました。その折に決算審査の時に外庁、賦課状況、それから決算統計、

交付税の算定書、見ていただきましたでしょうかというお尋ねをしておきました。そのときの回答は、課長も聞いておられたとおりであります。実は交付税のいわゆる交付団体交付団体、当あさぎり町交付団体でございますが、交付税は国が交付をいたしますが、町から希望するものではありませんね。ということは、国の懐、財布の状態によって交付税の増減がということです。そういうことならば、今国が国債を発行いたしますが、経済学者の中にはさまざまな考え方があるのは承知いたしておりますが、つい最近の新聞で見たときにもですね、やはり多くの方が国の財政状況に心配をしているということは間違いないと思います。今回、自民党の総裁になられた菅元官房長官が、思わず少子高齢化、人口減少、そして社会保障の増大を考えたときには、消費税のアップもありうると。思わず私は本音が出たとしかし訂正はされましたけれども、やはり国民ほぼ等しく国の財政の厳しさは認識していると思うんですね。だから、先ほど申し上げましたあさぎり町あたりにつきましては、国のいわゆる財政状況によって、大きく影響いたします。それは当たり前のことです。私達は合併を経験いたしました。薔薇色の合併で、大変夢を持った合併がありましたが、長くしないうちに小泉内閣の三位一体改革あれでちょうど私達も職員でございましたので、それに大変残念な思いをいたしました。その時に、副町長は行財政推進室長か何かの経験されましたよね。ということは、何を申し上げたいかということは、やはりこういうふうには財弱な財政体質の実際はですねやはりよほどしっかりとした考え方を持ってないと、大変なことになるということも経験してきたということです。それでですね、実は監査委員の報告を聞いて、私たちはやっぱり何か一線を越えると麻痺してしまうんだなうと思って聞いてたのが、経常収支比率、あるいは90に近い88。何ぼでしたかね。私たちが合併前の町村に担当するときには、80%を超えると新聞に載るということで、財政担当は、決算統計をつくるときに、ほぼ徹夜でつくってまいりました。特に財政指標の公開されますので、経常収支比率あたりについては鱗形区分に、物すごい神経を使ってやっていると思います。今も。それでですね。先だって監査委員の中で、類団と比較したときに、もう類団は90%に行っというお話でございました。ぞっといたしました。80%を超えたら、という表現も報告書には書いてあるの皆さん見られたと思うんですね。そういうことで、もう80超えた位から目枠90超えたら怖くないというふうになっていくと大変なことになる。ということのあらわれだったと思います。ということは、監査委員はですね、2年目ですね。国税の担当をされたといえども、地方自治体の経験はない。ということで大変御苦労いただいていると思います。それも限られた日数の中で、例月をやり、そして決算をしていただくということで、個人的にはもう大変感謝申し上げているところでもありますけれども、やはりこれからこういう議論をするということは、企画財政課がですね、監査委員に提供をして、決算審査を受けるということですね。ということは、出納閉鎖が終わったらすぐ決算統計に入る。そして県とのヒアリングをしながら、成果品を作りあげていく。そしてそれが終わると今度は、普通交付税の本算定に入って、本算定で先日課長がお話しされたとおりの確定をしたと。そこで、ほっと安心をする。それが財政担当だと思えますよ。その時に、昨日申し上げた間違いなくあれだけの数字を出されるのでありますから、決算統計あるいは交付税の算定資料等々は提示されながらの決算審査を受けられたと思います。昨日の答弁の中では少し勘違いがあったかもしれませんが、それは大丈夫だと。ただし、自主財源、依存財源、自主財源の25.75ですかね。あれの主なもの、税で町税ですね。だからその中で、大きな税の中でも大きな部分を占めている町民税と個人法人あるいは固定資産税、その統計資料はでてなかったみたい。監査委員と後でお話しましたが、この次の例月に見てみたいと。いわゆる、大事な監査をしていただいて、その監査意見書に基づいて私たちは認定するか認定しないかいくんですね。そういう意味ではそういうちょっと残念な気がいたしました。そこでですね、課長にお尋ねでございますが、なぜ自主財源のことがわかりやすい今年のがいちようは、町の状態はよくわかる。そしてあれはあんまり減っていかないんですね。心臓分が来ますから。そうすると町民税の賦課状況課税状況は、町なかの経済状態がよく所得



に出ています。所得区分に分けて表をつくってありますから、どの所得については今年はどうだということが一目瞭然。監査をされる側にまずそれをなぜ出さなかった。それが1点。それからですね、一つは、今日おいでの課長さん方にお尋ねをしております。交付税の計算は、基準財政需要額から基準財政収入額を引いた残りを出すということは基準財政需要額に基礎数値があります。それぞれの担当事務の中で、交付税の基礎数値例えば建設課だったら建設課は何々の基礎数値を出しています。等々を答える範囲で答えていただきたい。3番目。特別交付税、特交ですね。特別交付税というのは特殊事情があるときに、発行するということは財政担当は今年、元年度は2億3,000万、特交ということは、特交の申請をするときに、特殊事情を書きます。どういう特殊事情を書いてもらって、交付には、それがすべて反映されていた。まずその3点をお尋ねします。

◎議長（徳永 正道君） 企画財政課長。

●企画財政課長（船津 宏君） はい。最初の議員のお話の中でですね、非常に交付団体として、あさぎり町の場合脆弱な財政状況体質であることから、しっかりした考え方を持って臨まないといけないというふうなことで、特に交付税の算定に関してはですね、国が示しております地方財政計画をもとに、大まかな推計を行うとともにですね、それから、町、村、町としては、基準財政需要額の算定の中で、検討として交付税の額を推計しておるところです。それからもう一つ国のほうではですね、全国の自治体に必要な一般財源総額については、骨太の方針で、一昨年でしたですかね。税収と地方交付税等の一般財源総額については、令和元年度以降3年間は前年度と同水準を確保するというを示しております。ただし、議員御指摘のようにですね、今回のコロナそれから主にコロナ対策等で国も大変な借金と申しますか、しておりますので、この考え方がいつまで続くかっていうことについてはかなり危惧をしております、今後の推移を見守っているところでもあります。その中でですね、お尋ねのですね、代表監査委員さんに固定資産台帳、それから町民税等の賦課課税状況等の資料の提供がなぜ出さなかったのかということなんですが、大変申し訳ないんですけども、私もですね4月から企画財政課長を務めておりますけれども、財政方面に関しては、財政主管のほうにお任せをしております、このやりとりについてはちょっと一たん、持ち帰らせていただいて答弁させていただきたいと思います。それと3番目の特別交付税の特殊事情、これについてもちょっと資料今持ち合わせておりませんので、確認をしてお答えさせていただきたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 建設課長。

●建設課長（大藪 哲夫君） はい、議員の御質問の2番目でございます。構成算定の基礎数値でございますが、町道の面積と橋梁の管理数と記憶しております。不勉強で漏れているものがあるかもしれませんが私が知れるの今2点でございます。

◎議長（徳永 正道君） 山口議員。

○議員（8番 山口 和幸君） 私のほうから大変申しわけございませんが、今お答えをいただくことをそれぞれまだ準備ができてないような感じがいたしますので、最初日に皆さん答弁をしてください。それで今回の質問でですね、どこに持っていきだろかということで興味があるかと思うんですが、実際私が申し上げたいのは、本来、第4次の行財政改革を準備されますように、先ほどの沖松課長補佐のお話聞いてるとそれに基づく研修にも行っているということでありますので、実はこういう国の懐具合が大変なときに来ていると国民ひとしく思っていると思うんですよね。そういう中で、果たして国が地財計画の変更があるかもしれない。ということをおっしゃったような状況下に来るかもしれない。また、前に私たちが経験をした三位一体改革かもしれないということがあって、担当課長としてですね今回の第4次の行財政改革のプランづくりは、どういう思いで作っていくか、その初心をお聞きしようということでの本日の質問でありますので、今の時点で課長が第4次の行財政改革にかける思いを聞かせてください。

◎議長（徳永 正道君） 企画財政課長。

●企画財政課長（船津 宏君） はい。現在、令和2年年度までが第三次行財政改革プランの期間となっております。前置きとしましてですね、第4次行財政改革プランとそれから町の総合計画、実施計画これをですねできればリンクして進めていきたいというふうな考えがありまして、まだ執行部といいますか詰めができていないところですけども、個人的といいますか企画財政課内部で協議している段階ではありますが、これまでの10年間の総合計画とそれから5年間の前期計画後期計画、それをですね抜本的に8年間と4年間の計画にして、できれば第4次行革の期間もこれに合わせて行いたいというふうに思っております。それから背景としましてですねあさぎり町の場合、令和5年度までが合併特例債の発行期限でありますので、今後予定される公共事業等をですね整理した上で、できれば令和5年度までに合併特例措置を充てられる事業を選択といいますか、いたしまして、当然基金の残高、それから償還総額等の見込みを十分推計を考慮してですね、その中に組み込んでいきたいというふうに考えております。行財政改革プランにつきましては、これまでは通常の事務事業に関して絞れるところはもうかなり絞られてきておりますので、先ほど沖松補佐が宇城市の研修の報告をいたしましたようにですね、できるだけそういう先進化したAIとか、そういうものを活用して、人が人として住民に接するような業務に注力できるようなそういうふうな考え方をもとに行革のプランを策定していければというふうにかなり抽象的でありますけれども考え方としてはそういうふうな思っておるところです。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 他に。副町長。

●副町長（加藤 弘君） ただいま山口議員のほうから質問がありました3点のことについてですね、大まかなことについて、私が知ってる範囲でお答えさせていただきたいと思っております。議員御承知のとおり、まず1点でございますが、概要調書それから賦課台帳を見せなかったのかということで、監査委員さんのほうにですねそれは多分徴収実績の町民税、固定資産税の徴収済額の金額で判断されたのかなと思っております。第2点目の交付税の計算、基礎数値ですが、もう現行ご承知のとおり1番影響するのは人口ですね。ですから今回国勢調査がありますが、1人の人口で相当数、数十万変わってきますが、交付税の中には、まだ人口の変更はないと。それから、さっき建設課長が申し上げましたように町道の延長とか教育委員会の学校数とかいろんなものの基礎数値が大きくは今年が変わっていないと。1番変わるの、起債の償還の元利に含まれている過疎債とかですね、返済の7割の分が若干交付税の中で変動として出てくるかなと思っております。それから、この件ですが、1番悩ましい点ですね、普通交付税で入ってないだろうということを年間分をピックアップを各課に問い合わせてピックアップをして交付税の申請をするわけですが、一応大まかにはその3点で年間のですね財政の反省とか翌年度の見通しについては、地財計画の中を1番参考にして財政計画に進めているところでございます。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 他にございませんか。ないですか。次は農業委員会分です。質疑ありませんか。ありませんか。次は、農林振興課分です。質疑ありませんか。豊永議員。

○議員（7番 豊永 喜一君） 7番豊永です。3点のことについてお尋ねをしたいと思います。まず18ページの節の2農業補助金。農業用ハウス強靱化緊急対策事業補助金。繰越繰越明許が77万6,000円ということになっておりますけれども、4経営体が申請されたということでございますが、繰越明許でありますので、最近台風10号が発生しましたけれども、その前に建設されたのかどうか。今度の台風でですね被害等は出なかったのかという点をまずお聞きしたいと思います。それから2点目が、76ページの節の19負担金補助及び交付金の中で、い草豊表活性化連絡協議会負担金5万3,000円ありますけれども、あさぎり町においてはですね、い草の生産が昨年度で途絶えております。そういったことでですね、非常に残念ですけども、今後い草等のですね、こういった関係あたりを今後どうやっていくのかということが2

点目です。それから79ページの節の19、同じく負担金補助及び交付金の中で、畜産振興事業補助金96万8千1,000円というふうになっております。不用額調書の22ページで、不用額が198万8,000円ということになっております。理由として補助金申請が見込みより少なかったためということになっておりますが、具体的に畜産振興事業のですね、どの事業が見込みより少なかったのか、その3点お尋ねいたします。

◎議長（徳永 正道君） 農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一郎君） はい。まず第1点目のハウス強靱化、農業用ハウス強靱化による事業ということなんですけれども、この事業がですね繰り越しの事業で、令和元年度で実施されたものになります。4件の農家が取組みましたということをご報告しておりますけれども、内容としましてはですね、説明もいたしました。Bペット等の設置、それから筋違い及び筋交い及び防風ネットの設置が3件ということです。これにつきましてはですね、今回の台風によりましては被害は一応出てないということを確認はしております。それから2点目のですね、い草のですね豊表活性化連絡協議会負担金についてのお尋ねだと思っておりますが、確かに議員おっしゃられたようにですね、い草につきましては、もう作付を本年度におきましてはされていない、昨年度で終わったということです。非常に町としては今まで大事な収入減としてですね、主要な農産物としてやってこられたわけなんですけれども、それにつきましては世の中のいろんな事情、時代の移り変わりによってですね仕方ないことだというふうには捉えています。ということで、今後につきましてはですね、い草とどういふふうに関わりを持っていくのかということになりますが、とりあえず今のところはですね、年々少なくなってきて、もう作付がされなくなったということです。それについてはですね、とりあえず今の段階では、もう1回振興を図るというふうなことはもちろん考えておりません。そうですね、い草を最後まで作られていた方は、どのような作物に転換されたかというような話でいきますと、葉草ですね、その辺の作付を1件の農家はされております。あともう1件の農家はですね、息子さんが新規就農されて、農業後継者としていろいろトマトであったりですね、ハウス栽培に関するトマトであったり、キュウリであったりの栽培をされますので、その辺も含めたところで複合経営といいますか、その辺でやっていかれる予定ということは聞いております。それから3点目のお尋ねになりますが、不用額調書の中のですね、畜産振興事業補助金に確かに理由書の中にですね補助金申請が見込みよりも少なかったためと。いうふうなことで書いております。これの中身について詳細についてということなんですけれども、ちょっと今日はですね、資料のほうをお持ちしておりませんので、また最終日にでもよろしいでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 豊永議員。

○議員（7番 豊永 喜一君） はい、まず1番最初ですねハウス強靱化の事業ですけれども、防風ネットあたりが主だったということで、今度の場合、恐らく活用はしてはならないのではなかろうかと思っておりますけれども、というのが、今回の台風の場合ですね強化ハウスでももうビニールはいでくれているところがほとんどだったんですね。恐らく防風ネットは張ってないと思います。ですから被害がなかったという話よりも、作物の被害は若干あったのかなというふうには私は思っていますが、聞いたかというのですね、防風ネットあたりは使って、結局補助事業でもありますが、費用対効果というものを検証あたりですねぜひこういった時にはですね、せっかく補助事業を使って強靱化ですから、台風には負けんぐらいのハウスだろうと思ったわけですよ。ですから事業の名前に見合うようなですね、そういった効果あたりのですね検証あたりもお願いたしたいというふうには思います。それから2番目のい草についてですけれども、これにつきましては、恐らく半世紀以上の歴史があってですね、非常にあさぎり町においても経済効果といいますかそういったところで歴史的なものがあるわけなんですけれども、この点については町長にお尋ねしたいんですが、い草の協議会あたりでも、恐らく町長あたりがですよ、要職につかれていたのではなかろうかと思うわけですよ。八代

はもう特に産地ですけれども、その次球磨郡ということで、そういった役職あたりもとかれていたんだらうと私は思うのですが、今後ですね、い草とか畳表に関して、過去生産の歴史があつてですよ。もう、もう作付けがなかったからもう今後、もう何もせんという話では何か気持ち的にですね何とかならんとかなあという気持ちがあるものですから、町長の考えを、その辺をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

◎議長(徳永 正道君) 町長。

●町長(尾鷹 一範君) はい。い草を最後までやられた2件の農家さん私もよく存じ上げておりますが、振興協会のほうもですね、昨年でもう農家さん、生産農家さんがいないならば退会しようかという話も担当としたことはあります。まだ退会はしてないと思います。そういう中で今後のい草がまた栽培をされる方が出てこられるのか。そういうこともよく見ながらですね、ただやはりほんとに議員が言われるように、この球磨郡特にあさぎり町はい草の生産が多かったところで高度な技術もあったところですので、そういうやっぱり技術を残していくという意味からもですね、また1回農家さん回って、後継者もおられますので、どういう考えを持っておられるか、私なりに聞いてみたいと思います。その上で、また町としてどういうふうな取り組みをしていくのかも検討していきたいと思います。

◎議長(徳永 正道君) 他にございませんか。ありませんか。次は商工観光課分です。質疑ありませんか。ありませんか。溝口議員。

○議員(12番 溝口 峰男君) ページの87ページのふるさと振興社の補助金が出てます。これは報告第13号でこれ出てくるんですけども、この中身については、報告のときの質疑になるんでしょうか。事務局はどういうふうに段取りされておるんでしょうか。

◎議長(徳永 正道君) 商工観光課長。

●商工観光課長(北口 俊朗君) はい、ふるさと振興社の決算報告をさせていただきますので、その時でもよろしいかと思いますが。

◎議長(徳永 正道君) 溝口議員。

○議員(12番 溝口 峰男君) そちらのほうで質疑をいたしますが、その時に部門別の収支表は例年出していただいておりますが、今回添付されておられませんので、添付していただいて御説明いただければというふうに思います。よろしく願います。よろしいですかね。

◎議長(徳永 正道君) 商工観光課長いいですか。

●商工観光課長(北口 俊朗君) はい。わかりました。

◎議長(徳永 正道君) 他にございませんか。次は、建設課分です。質疑ありませんか。小見田議員。

○議員(11番 小見田 和行君) はい。11番です、1点お伺いします。ページは97ページのですね、これ住宅の改修に関する質問なんですけど、新堀之内団地が非常にきれいになりました。これがですねかなりの高額な改修がかかっておりますけど、一戸当たりどれぐらいかかったのか、またわかりますればですね建設費は大体設計委託料と合わせて工事請負費が幾らぐらいだったのかということですね。それからここに至るまでにですね現況の把握、例えば住宅の管理条例はこれ設置するときの条例なんですけど、良好な居住環境の確保とかこれは設置する際のですね費用の縮減への配慮ということで、設計の標準化、合理的な工法の採用、規格化された資材の使用及び適切な耐久性の確保に努めることにより、建設及び維持管理に要する費用の縮減を配慮しなければならないとなっておりますので、これへんのところに鑑みてですね途中で我々もまあ外観から見たときに、早く塗装すればある程度進むんではなかろうかという話はだいぶ途中したことがあったんですけど、今回の場合はもう屋根まで全部変えていただいてですね、そのきれいになったらいいんですけど、費用の縮減といいますかねそれについて今後そういう財産の管理をする際の考え方をちょっと伺いたいと思います。そうしないとかなりの多額の大規模改修になったような感じがして、住んでおられる

方はきれいになってよろしいんでしょうけど、その辺はいかがでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 建設課長。

●建設課長（大藪 哲夫君） はい。堀之内団地ですね、の改修工事でございますが、4工区ございまして、そのうち3工区が2戸を一工区としております。1工区だけはもう単純に行くだけの工事でございます。これをですね、1工区当たりどれぐらいかと申しますと、大体1,000万程度の工事費でございます。こちらにつきましては屋根と外壁の改修ということでやったところでございます。これには設計監理費は入ってございません。それからここまでに至るといってございまして、それでも依然早い段階から、補修塗装なり何らかの手だてをしておけば、こういう改修までは至らなかったのではないかというお話でございます。はい、当然ですね、住宅の管理につきましては建設課のほうでやっておりますし、計画的に維持のための改修なのか、簡単な補修であるのかというのをちゃんと見定めて進めていかなければならないと思います。そこでちょうどちょうどといいますかあれでございまして、今年度公営住宅の長寿命計画の再作成の年度でございますので、それらで建築年次、それから現場の状態を踏まえて、なるだけ金額がですね高額にならない最善の維持の管理の進め方についても協議検討して計画書を作成したいと思っております。以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） これさかのぼって岡原村のときのことになりますけれども、条例はあさぎり町の条例なんですけど、設置されるときにですね、設計の標準化とか工法とかまた規格化された資材の使用とかですね、適正な耐久性のある住宅だったのかなど。逆にまだ20年そこそこしか多分経ってない建物だと思うんですから、それがあんなに大規模に屋根を変えて壁面まで変えてしまうことになるとはですね、やはりちょっと普通民間の場合は考えづらいところもあるもんですから、設置するときには岡原の条例がどうだったかちょっと私も今ここでは把握してませんが、その辺についてはどうのような印象を持たれましたか。例えばその資材が適格なものでなかったとか、設計とか、その辺の工法とかですね、そういうことについての考察はなされましたか。

◎議長（徳永 正道君） 建設課長。

●建設課長（大藪 哲夫君） はい、新堀之内団地の壁でございますが、木造の木の壁になっています。木の壁といいますと、当時の施工では木の壁というのがはやっていたといいますか、そういったことでの施工になったかと思っております。資料を持っておりませんのであれなんですけど、あそこの設計関係については、熊本公団かなんか何とかという公団がですね設計をされて、施行されたというふうにちょっと聞いておりますので、そこに見ていただいたの施行ということで、当時はそれで大丈夫かというふうに思われたのか、すいません、これ推測の範囲でございまして、と思っております。はい、確かに壁のですね、壁の傷み激しかったなと思いますし、屋根につきましても雨漏り等もあってございまして、築19年にしては進みが早いのかなとちょっと感じたところでございます。

◎議長（徳永 正道君） 小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） 確かにあれを建設された際ですねいろいろ思い出がありましてですね、地元の木材とか、畳表とかということで、あそこにもちょっと表記してありますけど、そういうことで景観を非常に重視したがゆえに耐久性が低かったかなというふうには個人的には思っております、大変きれいにさせていただいて岡原のものとしては感謝しているんですけど、途中で木の壁故にですね、コウモリが住みついて、何かこういろいろ住民からですね、入居者からいろいろ駆除じゃないですけどそういう要望があったもんですから、これのところもやっぱり管理条例からいきますと良好な居住環境の提供ということがありますので、今後とも配慮されましてですね、長寿命化に向けて、できるだけ縮減して環境の整備に努めて

いただきたいと思います。はい、終わります。

◎議長（徳永 正道君） 建設課長。

●建設課長（大藪 哲夫君） はい、議員の御指摘いただきましたように適正な管理をですね進めてまいりたいと思います。コウモリの件については私どもも承知しております。大変困っていらっしゃるということで聞いておりますので、建築の以外でですね、管理の中でその対策とかまでですね、できるものがあれば考えてみたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 質疑の途中でございますが、ここで10分間休憩をいたします。

休憩 午後4時02分

再開 午後4時11分

◎議長（徳永 正道君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。建設課所管質疑ありませんか。溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男君） はい、すいません、ささいなことで住宅のですねページ13、入居者が元年度は21戸空き家があるわけですね。昨年度は16戸やったんですよ。ちょっと増えてるんですよ。私はこれを見るときにいつも思うんですけれどももったいないと思うんです。やっぱり入ってもらって家賃収入を得ることが一番大事なことで、ただやっぱり問題は下道団地は、ふろも持っていかにかん便所を持っていかにかんけんが入る人が少ないということで、これはもう前回指摘をしておきましたんで改善されると思うんですが、元年度はですね、その30年度よりは空き家がない地域のところが今度入ってくるわけですよ。戸数に入ってくるわけですよ。やっぱりもう少し入居審査会等を回数を増やしていただくか、というのは私先月住宅が空いてるんで確認したんで、申し込みで申し込みなせつと言うお話をしたら、審査会はもうずっと後だそうですね、12月かな。やっぱりそういうんじゃないで、もう少し間隔を縮めていただいて、やっぱり希望があるところにはですよ、率先して入っていただく。それがないところにはまた新たに募集をして入っていただくとかってやっぱりしていかないと結局意味がないのかなあ、考えていただければいいかなと思うんですけど、その辺対応策をお伺いしたい。

◎議長（徳永 正道君） 建設課長。

●建設課長（大藪 哲夫君） はい。公営住宅の審査会の件でございますが、通常は年に1回、12月から1月にかけて募集をかけて、2月に審査会で入居者を次年度分の決定ということで進めております。ただ空き団地、いわゆる希望者がいない空き団地が出ましたら途中でですね、9月10月ぐらいで臨時的募集をかけてやることもございます。現在議員のお話しされて空きのところはないでしょうかというお問い合わせもありますが、通常の募集では冬場ですということで、それまで待っていただくようにと申しておりますが、下道団地について空きがございますので、その募集をと思いますが、議員のお話しされており、設備的に整っていないので、そちらには募集、申し込みがないというところの状態でございますが、施設の整備については、長寿命化計画の中でちゃんと整理をして今後の方策を考えていきたいと思っております。で、募集、追加募集についてはですね。はい、今の空き団地の状況を踏まえて、持ち帰りましてから追加募集をかけるかどうかについては、庁舎内できちっと協議をしてみたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 他にございませんか。橋本議員。

○議員（5番 橋本 誠君） 5番橋本です。主要施策の成果説明書の住民協働による環境整備資材等支給事業について伺います。今回ですね18カ所の取り組みがありましたと説明がありました。今後ですねさっき町長が言われるように、住民協働で共助の精神でということやっていきますんで、こういうことはやっぱり事業としてですね、やっぱり多くやってききたいと思うんですが、この事業というのは、1地区で1回

だけ、お尋ねですが1回だけですよね、1年に。

◎議長（徳永 正道君） 建設課長。

●建設課長（大藪 哲夫君） はい。同じ取り組みといたしますか、いわゆる1個の道路沿いの側溝を整備したいということで行きますと、やはり1年に1回で複数年に分けてということになるかと。取り組みが、そちらのものとは別の、例えば除伐をすとかそういう別事業でしたら同じ区でも同じ区でも年度内で取り組みが可能です。

◎議長（徳永 正道君） 橋本議員。

○議員（5番 橋本 誠君） 今後ですねこういうことがやっぱり住民協働につながっていきますんで、こういう事業はですね、今から先やっていただければと思いますんで、予算をですね、それなりにたくさんとっていただいて、地区によってはですね、法面したりとか、道の舗装とかそういうこともされますんで、そういうのには使っていただければと思います。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい、ほんとに今私も決裁が上がってくる中で、住民協働も若干増えているなどというような感じも受けてますし、また町を見ましても、これから住民協働でとるべき取り組むべき仕事が増えてくるだろうと思います。今議員言われるように、やっぱり財政も考えなきゃいけませんので、無作為にどんどんっていうわけにはいきませんが、でも必要なことはちゃんと手を打っていきたいと思います。やっぱり行政区によっては戸数の数も違いますし、面積も違いますし、条件も違いますので、またそこら辺のところは担当課とですね、いろいろ条件を整えて、そして少しでもやっぱり住民生活が安全で安心した生活ができるような方向に持っていきたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 橋本議員。

○議員（5番 橋本 誠君） ちなみにこれは金額は最高幾らまでなんですかね。

◎議長（徳永 正道君） 建設課長。

●建設課長（大藪 哲夫君） 1事業1取り組み130万円までとなっております。

◎議長（徳永 正道君） 他に。ございませんか。最後は上下水道課分です。質疑ありませんか。質疑ありませんか。他にありませんか。各課について質疑をいただきましたけれども、全課にわたっての質疑があればここで受けたいと思います。質疑ありませんか。岩本議員。

○議員（2番 岩本 恭典君） 総務課にお尋ねです。町道ですね、町道とか県道、国道も含めてですけど、街路灯ですけど、商工観光課も関係あることなんですけど、現在の町道あたりの街路灯というのは、これは各区で負担しなきゃいけないんですか。電球が切れた場合です。ちょっと確認。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） はい。町内の防犯灯、全体で2,200基ほどあったかと思います。その管理につきましては、球が切れたもの、これ町が設置したものになりますが、球が切れた、また灯具の故障等については、区長さんもしくは地域の方々から通報いただいて町で対応するようにしているものでございます。

◎議長（徳永 正道君） 岩本議員。

○議員（2番 岩本 恭典君） すいません。現在やっぱりいろいろ歩いてみると結構切れてるのもあるんですね。先々、これは多分LED化にはしてないと思うんですけど、そういう経費も見た面でですね、ある程度そう町が見るんであれば、そういう方向に変えていく必要があるんじゃないかなと思うんですがその辺はどうでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） はい。先ほど東部の修繕等も対応していると申し上げました。灯具等が故障し

た場合には、LEDに街路灯はかえると、街灯は変えるという対応をとっております。

◎議長（徳永 正道君） 岩本議員。

○議員（2番 岩本 恭典君） ぜひこれ見回ってもらって結構聞いてるところがあると聞きます。私も何カ所か確認しましたんで、できればLED化してもらって、やっぱり防犯に必要なものですので、その辺の確認をよろしく願いいたします。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） はい。切れているというものはもう効果が全くないというものでございますので、区長さん方にも再度お願いをいたしまして、そういう状態があったものは、もうすぐ電話で結構ですので連絡をくださいということをお願いしたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 他にございませんか。山口議員。

○議員（8番 山口 和幸君） はい。8番山口です。これももう町長に直接お尋ねいたします。確認であります。せんだっての一般質問、橋本議員だったと思うんでありますが、町長のほうからですね重要業績評価指標、KPIという言葉が出てですね、出生数を150人に戻すという話をされましたよね。それでですね私もちよっとブランクがありましたんで、第2期のあさぎり町まちひとしごと創生総合戦略等々今年の3月出されておりますが、決算書を見ておりますと、その委託料を支払ったということなんで、こちらの資料を見てみますと、同じくKPIの方がですね、目標年次の令和6年2024、100人と書いてある。この違いは、どういうふうに説明されるのかお尋ねいたします。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい、まちひとしごと総合戦略は業者に取りまとめをお願いしましたが、大分中身は私が提案して変えてもらいました。そのKPIの数字のところは私はすいません、ちゃんと確認してなかったんですが、ただこれは最近特に思うことで、皆さん少子化少子化とって、少子化を前提に物を話されるもので、ほんとここ最近の話、考えです。いやそんな考えでこれから行政町づくりをやっていったら私はそれじゃあ自分たちが今ここで、私は町長として皆さん方は議員として頑張る意味がないんじゃないかなと。それで、私は常日ごろ思ってた数字を言ったんですが、今高校生が13歳、14歳、そして13年、14年後になって今90人になったと。それならば、やはりその同じ年数かけて、やはり150人ぐらいに数字を持っていくような、私は目標を持ってこれからも取り組んでいきたいと。そういう意味で申し上げました。だからちよっと、総合戦略と整合性がないのであれば、そこはすいません、申しわけありません。そういういきさつです。

◎議長（徳永 正道君） 山口議員。

○議員（8番 山口 和幸君） はい、思いはそれで別に今担当する町長がですね、いろんな考え方をもちになるのは別に私たちがとやかく言うことではありません。ただ、行政を預かる者が、出した数字が変わる。それもこの立派なプランがですね、3月に出されて、この時点で違う数字を出されると、町民とすれば、なかなかわかりづらい。先ほどちよっとおっしゃったように私は見てなかった。ある部分を見てた。しかしそれは現町長の名前で出てるんですね。出たんですよ。そのあたりで、どうせ話をしても噛み合いませんので、ただ私たちはやはり出した資料には責任を持つということがとても大事なことだと思います。答弁要りません。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい、平成6年度は100人ですから、その延長線上、今12年後というと、平成14年15年になっていきますから、その辺に向けてやはり持っていききたいというような考えです。

◎議長（徳永 正道君） 山口議員。



○議員（8番 山口 和幸君） 3回目です。そんなに無理して理屈をつける必要ないですよ。もう正直間違っていたら間違っただけいいじゃないですか。私は町政を担当してみているいろいろ考えてみると、このときはこういう数字だったけれども、やはり諸般の事情を勘案したときにはこうだというような立場で行かれたほうが私は町民の皆さんの理解はえやすいという思いでの質問でした。終わります。

◎議長（徳永 正道君） 他にございませんか。小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい。39ページをお願いいたします。電子計算費の中ですね、本件補助及び交付金ですが、ここにスカイ補助税番号制度中間サーバープラットフォーム利用負担金云々とあります。その上に今度電子自治体共同運営協議会関係、これ決算上この二つが出てるんですが、ほかの費目でもですね、それぞれ独自の各業務ごとの電算システムとか、こういったものが今後ですね、今も物すごく多いわけですが今後もまだ増えてくるし、最近また新たにというか、言われておりますそれからデジタル化の推進ということで、行政事務の中でですね電算化はどんどん進む、数日まで議論もあっておりましたけどもマイナンバーカードの利用拡大、そういったところでそれぞれ多種多様な電算システム、それハードもソフトも含めてやってきている。そういったことの中で、今後各自治体が個々の業者さんと個々のシステムの契約をしていって、恐らくあさぎり町だけでも、もうかなりの数で金額的にも当然と申しますか億を超える電子計算システム関係関連の業務委託契約をやっていると思います。これは必然的に広域共同化、そういった方向にゆくべきだろうという議論というのはもう以前からあったと私は認識しておりますが、それがなかなか進まない若干こういった形で今やっているとありますが、これはですね、ぜひもう大きな単位の中で、恐らく今議論はいろんな場面でやっていると想像しますが、進めていかないとさっき言いましたようにデジタル化の推進という中で、結局経費の負担増というのは物すごく膨らんでくるわけですね。これを持ち出すのは、実は私昨年度人吉球磨の定住自立圏構想の関連の会議の中に、ちょっと入らせていただく場面がございました。その中で、具体的な費目は申し上げませんが、そういった各市町村の独自でそれぞれシステム化しているのを、共同化というかこの定住自立圏構想の中で、という前提での話があったときにそれが立ち消えになっておりました。その理由をお尋ねしたときに、近在の自治体間で自治体がそれぞれ業者さんと契約してるシステムが違う、あるいは契約のスタート年次が違う。それを理由にですね検討を終わってたんすよね。それを理由にしたら恐らく共同化っていうのは、すべて何もできない。ですから必要性があるのであれば大きな段階で、最終的にできるかできないかできないかは別にしてですね、議論をして、要するにやる前提で議論をするかどうかの問題であってですね。今の例えばあさぎり町が、来年度から5カ年間の契約です。A町が再来年から5カ年です。1年ずれてるから共同化できませんという議論をしているんですよ。それでは物事は進まないと思っております。この点はぜひここで議論をしてすぐ済む話でもないし、大きな話ですから、ただ方向性はですね、そういった議論をしていかないと、もうずっとこのままではとてもじゃないというふうな認識を私は持っておりますが、ちょっと現時点で結構でございますからちょっとお考えをお聞かせいただければと思います。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい、小谷議員がおっしゃるとおり私もほんとに今いろんなソフトが入って、いろんな会社からいろんなソフトが入ってですね、本当にその分の経費がかなりなものであるし、あるいはその入力、今からこれからのデジタル化っていうのは、もう1回の入力でいろんなところに関係していって、数字を打つ間違いが少なくなったりとかですね、あるいは人手が少なくて済むとか、そういう方向にいく行くて思ってます。その中で、今私が町長になりまして、ちょうど介護認定それから障害者認定の事務局が、あさぎりにあるのは御存じだと思います。球磨郡と人吉は別々なんです介護認定。そのために、人吉市内のそういう老介護事業のところに入ろうと思っても認定基準が違ったりしてちょっといろいろ大変だと。そ

れと、それぞれの首長さんの話を聞くと、今までなかなか球磨郡と人吉市が一つになれなかった。私もいろんな機会があって、人吉市の医師会の先生方とも球磨郡の医師会の先生方とも会う機会があって、どちらも医師会の会長さんの話を聞くと、もう医師会も一つになろうと思ってると。介護認定のほうも一緒にやったらどうかというような話がありました。そのときに、やはりおっしゃるようにソフトは違うんですね。人吉のほうは新しいんですよ。こっち球磨郡がそろそろもうつくりかえ買いかえなきゃいけない。そういうようなところで、協議を始めましょうということを言って、今あさぎりには多良木のほうから来ていただいておりますが、そういう中で、あさぎりの再任用職員さんと一緒になって、人吉に働きかけて話が進めかけておるところです。そういうところで災害になりましたので、今年はどうもちょっとだめかなと、また来年もう1回仕切り直してやりましょうというようなことで、そういうシステムをですね、ほんとに一つにしていけることが経費の削減につながると思って、実際そういうところで今、まだ事例としては一つですけど、これから一つ一つそういうのに取り組んでいこうとは考えております。

◎議長（徳永 正道君） 他にございませんか。橋本議員。

○議員（5番 橋本 誠君） 5番橋本です。ページです。ページ25、節4、防災告知機器整備事業についての防災ラジオについてお尋ねします。今回さきですね、7月豪雨と今回の台風10号の折には、防災無線があって、住民の皆さんからとても助かったというのを聞きます。今現在ですね、防災ラジオが82.3%ですかね。ですかね。普及しておるというのを聞きましたが、今後その防災ラジオが普及してないところにはどういう普及の仕方をするのと、また防災ラジオに対しての苦情か何かがありましたらお知らせください。

◎議長（徳永 正道君） 企画財政課長。

●企画財政課長（船津 宏君） はい。設置までは企画財政課のほうで事業を行いましたので、先ほど申しましたように、現在4,433世帯、82.3%の世帯に配布を完了しております。配布がまだできていないところについてはですね、発災の前ですので6月ぐらいまでにですね、まだ設置がなされておられませんので、どうでしょうかというふうなことで確認のお知らせを入れたりはしております。それから、IP告知放送のスピーカーがもう家のすぐ横にあるから、うちはもう要らないとかですね。あと、一応所帯は構えてるけどもほとんど家にいないから要らないとか、そういう世帯も中にはありまして、その辺がちょっと進んでいないところです。それから270の事業所にも設置をしておりますので、事業所さんのほうにもですね、そのような設置の推進のお知らせは進めておりますので、今後ともですね、そのような呼びかけをして、全戸設置を目指したいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 橋本議員。

○議員（5番 橋本 誠君） 先ですねなお一層ですね配布でしていただいて、住民の皆さんにですねわかっていただけのように、していただければと思います。また先の小出議員の質問の中で、地域情報通信基盤整備の中で、配線がついていうことだったんですけど風向きとかそういうのをろもろ考えていただいて、これが切れれば防災無線使えないとでしょ。防災ラジオは、ということは、やっぱそういう危機感を持って考えていかんばんちやなかですか。

◎議長（徳永 正道君） 企画財政課長。

●企画財政課長（船津 宏君） はい。御指摘のようにですね、いろんなリスクを想定して考えていきたいと思っておりますので、改めて、議員、6番議員からも御指摘のあった件についてですね、再確認をして、必要であれば措置について考えていきたいと思っております。よろしくお願いたします。

◎議長（徳永 正道君） 橋本議員。

○議員（5番 橋本 誠君） そういう形でやっていただいて、財政的に厳しいか面もあるでしょうけど、や

っぱし危ないと思ったときにはやっぱそういう手だてはしていかなばですね、それ以上にお金がかかることになりますので、その旨を考えていただければと思います。

◎議長（徳永 正道君） 他にございませんか。ありませんね。  
（「なし」の声あり）

## 日程第2 議案第31号

◎議長（徳永 正道君） 次に日程第2、議案第31号、令和元年度あさぎり町水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定についてを議題とし、説明を求めます。上下水道課長。

●上下水道課長（林 敬一君） はい。それでは、令和元年度水道事業特別会計決算書を説明させていただきます。決算書の3ページをお願いいたします。令和元年度水道事業会計決算報告書の収益的収入及び支出でございます。収入の最上段第1款水道事業収益、右側の決算額4億70万5,024円でございます。下の枠は下の枠の支出の最上段、第1款水道事業費用、右側の決算額3億3,658万5,694円を支出しております。これは税込金額となっております。この詳細につきましては、19ページをお願いいたします。収益的収益費用明細で、これは税抜きで表示をしております。収入の部としまして、目の上段の1目給水収益、節1水道使用料は2億180万6,310円となっております。過年度分を含めた税抜き収入額は前年度と比較して1.7%の減収となっております。これは給水戸数、給水量ともに若干の減少になったためと思われる。目の最下団、3目他会計補助金は、節1他会計補助金、節1他会計補助金は、負担区分に基づく一般会計からの繰り入れ金となります。20ページをお願いいたします。目の最上段、4目長期前受金戻入、節1長期前受金戻入は、工事等で資産取得する際に、得た補助金等のうち、今年度、償却相当額を長期前受金戻入として計上したものでございます。また、受益者の皆様からの分担金も含まれております。次の6目雑収益、節2その他雑収益は、平成30年に落雷により被災した深田地区の浄水場の非常用発電機の修繕を令和元年度に繰り越しして完了しておりますが、その費用について、公有建物災害共済金を収入しております。7目資本費繰入収益、節1資本費繰入収益につきましては、負担区分に基づく一般会計繰入金で、旧簡易水道事業事業債償還元金に充てております。収入につきましては以上です。21ページをお願いいたします。支出でございます。目の上段の1目原水及び浄水費、節14委託料につきましては、水質検査や滅菌設備の維持管理、水道施設保守点検委託、また、緩速ろ過地の砂洗浄や浄水場等施設の草払いなどを行っております。節17修繕費は、主なものものとして、各浄水場の取水ポンプ取り替えや、ろ過器などの修繕を行っております。節23薬品費は、水質管理のため薬品を購入しております。22ページをご覧くださいと思います。2目配水及び給水費、節の中ほどの節14委託料につきましては、主なものとして、漏水調査業務委託や水道施設整備実施計画、見直し業務委託、これは須恵地区を初めとした水道施設の整備実施計画策定を行っております。23ページをお願いいたします。節17修繕費の主なものとして、約半額が量水器の交換で、その他通信回線の不具合による修繕、岡原第2配水地感知装置修繕等を行っております。目の中ほどの4目総係費の主なものとして、節1、給料から、24ページの節9法定福利費引当金繰入額までは職員の人件費として支出しております。25ページをお願いいたします。目の中ほどの5目業務費、節2委託料は、量水器検針業務及び水道施設管理業務委託を水道事業分として、業務按分で支出しております。6目減価償却費の節1有形固定資産減価償却費及び節2無形固定資産減価償却費につきましては、それぞれ27ページと28ページに明細書を載せておりますので、ご覧いただきたいと思います。7目資産減耗費の節1固定資産除却費は、配水管布設替工事により取りかえ前の分を除却したものでございます。節に棚卸資産減耗費は、有効期間を過ぎた量水器を除却したものでございます。26ページをお願いいたします。目の上段の1目支払い利息及び企業債取扱諸費につきましては、企業債償還利息を支出したものでございます。目の中ほどの5目過年度損益収益損につきましては、平成30年12月から

平成31年3月分の漏水により減免したものとなっております。前のほうの4ページに戻っていただきたいと思ひます。資本的収入及び支出でございます。まず収入の最上段、第1款資本的収入につきましては、令和元年度は引き続き免田地区の配水管布設替工事を行っておりまして、第1項企業債の右から3列目の決算額、7,950万円、第3項の工事負担金、決算額462万1,183円を収入しています。工事負担金は、布設替工事に伴う消火栓の更新と新設分を一般会計から負担金として受け入れているものでございます。また、第2項出資金につきましては、建設改良費と償還元金の不足分に充てております。ほかに、第4項水道加入金を収入しております。支出につきましては、下の枠の真ん中の第1項建設改良費の少し右側の列の決算額、1億280万4,254円ですが、内容は、大正町吉井久鹿の配水管布設替工事でございます。第2項の企業債償還金は、起債償還の状況を30ページから32ページの企業債明細書に記しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思ひます。次に、下の枠の欄外でございますが、資本的収入額が資本的支出額に8,420万2,644円が不足しております。記載のとおり、過年度分損益勘定留保資金及び当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てんをしております。続きまして5ページをお願いいたします。損益計算書でございます。当年度純利益は、6ページでございます。右側の2行目のとおり、5,621万8,116円でございます。当年度末処分利益剰余金は同額となっております。7ページをお願いいたします。7ページは剰余金計算書でございます。剰余金等の増減をあらわしたものでございます。8ページをお願いいたします。令和3年度水道事業会計剰余金処分計算書案でございます。当年度、未処分利益剰余金を議決いただきまして、処分させていただくものでございますが、未処分利益剰余金を減債積立金として処分させていただくものでございます。本案のとおり、処分させていただきまますようよろしくをお願いいたします。9ページをお願いいたします。水道事業会計の貸借対照表でございます。ページ右、下段の資産の合計と11ページの負債資本合計は、共に46億3,379万7,349円となっております。14ページをお願いいたします。令和元年度水道事業報告書でございます。このページから17ページにかけては、業務状況の詳細や事業収支等の前年度比較を掲載しております。内容の説明等につきましては省略させていただきます。18ページをお願いいたします。キャッシュフロー計算書でございます。この表は現金及び現金同等物の増減を1会計期間で示したもので、キャッシュフロー計算書で、会計にどのくらいお金があるかをあらわしております。これによりまして、年度内の資金増加額は、右下3段目、6,775万2,970円。資金期末残高は、右下最下段4億8,830万5,608円でございます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） 1点今日は無理かもしれませんが、各配水場と浄水場、水源ですね、水源ごとの維持管理の差を知りたいんですけどその一覧表の作成を願いますか。

◎議長（徳永 正道君） 上下水道課長。

●上下水道課長（林 敬一君） はい。もろもろその浄水場ごとに支出をしております部分と、また一括してその支払いしている部分とかございますので、比較できる部分につきましては、ちょっと調査して示してみたいと思ひます。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 他にございませんか。森岡議員。

○議員（13番 森岡 勉君） 1点お伺いしたいと思ひます。業務報告書の中の15ページに、地区別の有収率が出ておりますが、平均で75%でございます。これは地区ごとと申しますかあれに有収率がわかりまますか。

◎議長（徳永 正道君） 上下水道課長。

●上下水道課長（林 敬一君） はい。今現在その地区ごとには数字は把握できないものと思っております。

◎議長（徳永 正道君） 森岡議員。

○議員（13番 森岡 勉君） それでは今年度の状況とそれから変わらなければ、こういった対策を講じられるのかお伺いしたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 上下水道課長。

●上下水道課長（林 敬一君） はい、御指摘のとおり、有収率も低い上にまた下がっているような状況でございます。例年漏水調査等も行っております。昨年度も岡原地区、また上南地区のほうを調査を行いまして、20数カ所ですぬ漏水カ所を発見しておりまして、そのうちもう10数カ所は修繕なり対応しているところでございます。しかしそれこそ町内広うございまして、なかなかその発見できないところもございます。先日も須恵地区のほうで漏水が発見されたわけですが、道のほうに吹き出すような状態になってやっとその見つかるといった状況もございます。今後ともその調査を行いまして、極力有収率の向上に努めてまいりたいと思います。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 会議時間内に議事が終わりそうもありませんのであらかじめ会議時間を延長します。

### 日程第3 認定第5号

◎議長（徳永 正道君） 次に日程第3、認定第5号、令和元年度あさぎり町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、説明を求めます。中神下水道課長補佐。

●上下水道課課長補佐（中神 啓介君） はい。それでは令和元年度下水道事業特別会計決算書を説明させていただきます。令和元年度決算書につきましては、令和2年4月1日から公営企業会計へ移行するため、3月31日で打ち切り決算となっております。決算書の5ページをご覧ください。歳入でございます。最上段の款1、分担金及び負担金、目1下水道事業分担金、現年度と過年度合わせて281万6,682円を収入しております。前年度より39.2%の減となっております。これは、平成27年度の平成27年度に事業が終了したことに伴うものです。右から3列目の不納欠損につきましては、債務破産、生活困窮等の理由によりまして滞納処分の執行停止を事前に行い、不納欠損処理を行ったものでございます。収入未済額につきましては、下水道事業分担金の現年度分で対象者は23人、過年度分で16人となっております。表の中段の款2使用料及び手数料、目1下水道使用料、現年度と過年度合わせて1億8,114万7,921円を収入しております。前年度より2.6%の減となっており、477万6,565円の減収となっております。右から2列目の収入未済額でございますが、現年度分369万719円、過年度分は424万7,337円となっております。この減収の理由といたしましては、通常出納閉鎖期間があり5月までの収入がありますが、令和元年度につきましては3月31日で打ち切り決算となっておりますのでそれが原因と考えられます。目2簡易排水使用料につきましては、現年度のみ60万5,472円の収入となっております。前年度より増収となっておりますが、これは新規接続が1件によるものです。最下段の款3国庫支出金、目1下水道事業国庫補助金104万6,000円を収入しております。内容につきましては6ページに入りまして、最上段の下水道事業国庫補助金の令和元年度の補助対象事業費としまして209万2,000円、補助対象事業費の5割104万6,000円を収入しております。次の段の款4繰入金、目1下水道事業一般会計繰入金です。一般会計からの繰り入れを受けておりますが、主に公債費償還の財源となっております。目2簡易排水事業一般会計繰入金です。一般会計から繰り入れですが、公債費の償還及び維持管理費の財源となっております。次の項2基金繰入金、目1減債基金繰入金ですが、基金の一部を取り崩して収入しております。表の中段の款5繰越金、目1繰越金は、前年度からの繰越金2,785万2,944円でございます。次の款7財産収入、目1利子及び配当金は、減債基金の運用益を収入したものでございます。最下段の款8町債、目1

下水道事業債は1億5,020万円でございます。下水道事業債を4,760万円。資本費平準化債を1億260万円の借入れを行っております。次は7ページをお願いします。歳出でございます。款1事業費、目1下水道総務費、これの主なものにつきましては、表中ほどにあります節13委託料ですが、下水道事業企業会計移行業務委託2,087万8,000円。内容としましては、令和2年4月1日からの公営企業会計適用に向けた固定資産評価や予算作成、会計システムの構築を行っております。その二つ下の節19負担金補助及び交付金の主なものにつきましては、1番右の備考欄の中ほどに記載されております排水設備助成金としまして14件の助成をしております。不用額につきましては、排水設備助成金の実績による残でございます。最下段目2建設道、失礼しました。下水道維持管理費につきましては8ページをお願いします。表の中ほどにあります節11需用費の主なものとしまして、備考欄の中の5番目の修繕料ですが、マンホールポンプのオイル交換や機器の修繕、加算メーターの交換、下水道に関連する舗装の簡易修繕等に支出しております。節13委託料、備考欄の保守点検委託料としまして、マンホールポンプ46基の点検等をお願いしております。その二つ下の検針業務委託料は、下水道事業分の検針業務としまして、水道事業と事業量案分によって支出したものでございます。最下段の節15工事請負費は、マンホールポンプ3カ所の推移計などの機器の取りかえを行ったものでございます。次は9ページをお願いします。上から2段目の節18備品購入費は、老朽化した公用車を1台更新し軽自動車を購入したものです。また、その他に量水器も購入しております。次の段の節19負担金補助及び交付金におきましては、流域下水道事業維持管理負担金でございます。これは下水処理場へ流入する令和元年度計画水量分とそれに資本費を加えた1億2,753万3,056円を支出したものでございます。次の段の節23償還金利子及び割引料は、令和元年度に下水道賦課誤りが1件確認され下水道料金分を返還しております。表の中ほど、目3簡易排水維持費につきましては、深田草津山地区の簡易排水施設の維持管理に支出したものでございます。次の目4下水道建設費、下から2段目の節15工事請負費につきましては、舗装工事舗装復旧工事2カ所、管渠築造工事1カ所、公共汚水枡の設置工事を行っております。最下段の節19負担金補助及び交付金は、球磨川上流浄化センターの建設事業のあさぎり町負担分でございます。内容としましては、耐震補強工事、改築更新工事、浸水堆砂対策工事分となっております。次のページをお願いいたします。表の中ほどの款2交際費としまして、目1元金、目2利子合わせて4億7,484万7,771円を支出しております。不用額につきましては、一時借入を必要としなかったことで不用額となっております。次の11ページをお願いします。令和元年度の実施収支に関する調書でございます。歳入総額7億5,738万6,000円。歳出総額7億2,193万円。歳入歳出差引額3,545万6,000円。翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額3,545万6,000円でございます。次の12ページをお願いいたします。財源に関する調書でございます。1物品につきましては、令和元年度に公用車を購入しておりますが、更新でございますので台数に異動はございません。2基金につきましては、年度中増減がございまして、決算年度末の現在高として5億6,438万3,970円となっております。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい、9ページですね。中ほど、節23償還金利子及び割引料、過誤納還付金の件でございますが、この件について元年度令和元年度中に、補正予算等も含めてですね、議会の議論があつて説明があつてるようでございますので、そこはちょっと記録で見させていただきました。この中で1点だけお尋ねします。再発防止策ですねについて、そのあといろいろ検討あるいは実施されているかと思っておりますので、その辺の御報告を1点お願いしたいと思います。もう1点でございます。最後のページの基金費でございますが、ちょっと私も確認をまだしていませんので、下水道減債基金の積み立て時点ですね、積み立て時点でのもとの財源について、どういう財源をもってこの基金費が積み立てられているか、その

点をちょっとお願いをしたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 上下水道課長。

●上下水道課長（林 敬一君） はい。まず過誤納還付金ということでございます。この件につきましては、昨年度1件、うもかなりさかのぼる案件でございましたが、息子さんと御両親とちょっとお隣同士ですね、別棟で住まわれておまして、そこがその事情によりまして、お父さんところは下水道つないでおられないのに、そこにもかけられておったという内容はちょっと詳細にはちょっとありますけれどもちょっと長くなりますので、省かせていただきたいと思いますが、そういうような状況でございました。息子さんのほうから町のほうに申し出がございまして、わかったところでございます。こういったケースがなかなか発見というのが非常に難しいなと思ったところでございます。今回お父さんはお父さんでその納付書で納付されとったみたいですね、お父さんがちょっと体を悪くされて、息子さんのほうがいろいろその手続をされるようになって、お父さんのところがつないでないのに払ってたんじゃないかなという、お問い合わせをいただいて把握したというような案件でございました。それも結構もう以前の案件でございました。ただしこういったことはあってはならないこととございますので、以前その宅水道下水道御加入の御家庭に水道料金なり、その他諸々の何かそのお気づきになったり、ちょっとこれおかしいと思われるところはございませんかと、何かあったらその上下水道課にお問い合わせくださいと言ったその1件1件に配らせていただいたところでございます。そういった地道といえれば地道でございますが、そういったところも含めて、極力今後はもちろん当然起こさない覚悟でやっていくわけでございますが、過去の分につきましても、そういった手法を通じまして、把握をもしありましたらですね、把握をしまして、きちんと対応していきたいというふうに思っております。それから、減債基金の積み立ての財源ということでございますが、ちょっと過去の資料も調べてみる必要があるかと思っておりますので、総括の中で御回答させていただければと思っております。以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい。最初の件につきましてははですね、今課長から御説明がありましたとおり、大変なかなかレアケースでもあるし困難というのは重々承知しておりますし、職員の皆さんがですねこういった問題でご苦労されてるのは私なりに理解をしているつもりでございます。ただもう、これも6、7年前ですか、下水道関係の類似のかなりたくさんケースが出てきて、そのときはかなりですね、もう非常に困難な中でいろんな調査というか、過去にさかのぼっての調査をして、そして一応今後発生しないようにということでですね、対策を講じたというそういう印象、印象と申しますかございまして、だから今回出たので、何をしてるんだというつもりはもちろんございませんが、またこういったこと出てるということでですねやっぱりもうどうしてもこれは住民の皆さん方にとってはですね、ある意味行政に対するちょっと大げさにいうと不信感にもつながる話になりますので、ぜひ大変なことは重々承知しておりますが、再発防止に向けての御努力を続けていただければと思います。2点目につきましてはまた明後日でもお願いしたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 他にございませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 以上で本日の日程は全部終了しました本日はこれにて散会します。

●議会事務局長（大林 弘幸君） 起立願います。礼。

午後5時13分 散会